

日野町議会定例会会議録

令和8年6月定例会議

令和8年6月12日（第3日）

開議 9時01分

散会 16時38分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	縄稚隆司
総務主監	吉村俊哲	厚生主監	福田文彦
産業建設主監	嶋村和典	教育次長	正木博之
総務課防災危機管理担当課長	岡本昭彦	税務課長	杉村光司
企画振興課長	大西敏幸	交通環境政策課長	小島勝
住民課長	増田武司	福祉保健課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	奥野彰久
商工観光課長	加納治夫	建設計画課長	杉本伸一
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	齒黒香織	生涯学習課歴史文化財担当課長	岡井健司
学校教育課主席参事	林耕平		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 園城久志 議会事務局長書記 奥村好美

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6 番	川東 昭男君
1 番	錦戸 由佳君
1 3 番	西澤 正治君
9 番	高橋源三郎君
7 番	野矢 貴之君
8 番	山本 秀喜君
4 番	松田 洋子君

会議の概要

－開議 9時01分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、事前通告に基づきまして、分割方式により2点、一般質問させていただきます。

1点目に、農村下水道の公共下水道への接続について質問します。

最初に、私の一般質問配付資料をご覧いただきたいと思います。

まず、配付資料1番ですが、資料は上下水道課より提供いただきました。いずれも令和8年3月末現在です。この表は、日野町の下水道処理区域別の人口を、公共下水道区域、特定環境保全公共下水道区域、農村下水道、浄化槽設置推進区域、その他の区域を一覧表にしています。それぞれの集落の下水道処理と日野町の全容が分かると思います。

次に、資料の2をご覧下さい。日野町の農村下水道施設は9か所で、22集落が対象地域となっています。表の右端にそれぞれ事業費が書かれておりますが、総額68億7,200万円で整備されました。いずれも農林水産省の補助事業により、国、県、町、地元負担で整備されています。

供用開始は、平成元年の南比都佐地区を皮切りに、平成10年の原地区まで、それぞれ施設整備後に供用が開始されました。9か所の処理施設の計画人口は7,020人、うち接続されている人口は3,787人となっています。

それでは、質問に入ります。

約9年前になりますが、平成29年10月の台風21号で、大雨のため、町内数か所の処理場で原水槽があふれる状況となりました。中でも西桜谷地区処理場では、処理場に一番近いおうちの宅内に汚水が逆流する事故があり、町職員が夜を徹しての懸命な措置により、被害は最小限に抑えられたとのこと。そのお宅では電気関係機器の交換や玄関ホールなどの床の張り替えなどがされたそうです。

事故の原因は、処理場の通信機器に何らかの不具合が生じ、警報の連絡が入らなかったことによるものでした。その後は改善を重ね、現在ではインターネット回線の遠隔監視システムのアプリの導入により、スムーズな運営ができているとお聞きしています。

今日はこのことについて質問するわけではありませんが、こうした状況を認識した上で、人口減少の中、町内にある9つの施設の老朽化問題、台風や地震などさらなる災害に町として適切に管理が続けられるのか、また、今後の農村下水道処理施設の維持管理費や使用料などについて将来どのように運営されていくのか、これらは町の大きな問題ではありますが、農村下水道利用者の大きな不安でもあります。

そこで、何点か質問します。

1点目に、現在、農村下水道の課題は何か、お伺いします。

2点目に、町内9か所の維持管理組合と公共下水道への接続の話し合いはされているのか、また、現状において維持管理組合の意向を把握されておられるのか、お伺いします。

3点目に、能登半島地震で幹線道路がずたずたになり、復旧が大変な状況を見るにつけ、公共下水道への接続のみの選択でいいのかという疑問もあります。壊滅的な被害の場合は、農村下水道のほうが災害への対応力や復旧は早いとも言えます。町はこのことについてどのようにお考えか、お伺いします。

4点目に、農村下水道の公共下水道への接続について、滋賀県はどのようなスタンスを持っているのか。また、県の状況を踏まえた町の考えや方向性についてお伺いします。

5点目に、公共下水道への接続を具体的に進める上で、1つに、流域下水道の管路に近い処理施設と遠い処理施設について、2つに、維持管理組合の意向聴取について、3つに、接続順や優先度、地域の要望などについてどのように考えていくのか、町の見解をお伺いします。

6点目に、町の財政運営を考慮した場合、接続するより処理施設をリニューアルしたほうが費用対効果が図れると判断した場合、どのように考えるのか、お伺いします。

7点目に、公共下水道の接続により、将来、農村下水道利用者也公共下水道利用者也加入金や使用料など基準の統一を目指すべきと考えますが、農村下水道は設立時から処理場の位置など様々な問題を乗り越え、負担金（イニシャルコスト）や使用料（ランニングコスト）を決めてきた経緯があります。これは公共下水道の受益者負担の考え方と異にすることと思いますが、町の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 6番、川東昭男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

農村下水道の公共下水道への接続に関しましてご質問を頂きました。

1点目の、農村下水道の課題については、大きく次の3点がございます。

まず1つ目、供用開始から約30年を経過し、施設や機器等の老朽化による更新、耐震化が必要となっています。

2つ目ですが、人口減少社会において、今後、使用料が減収するとともに施設の維持管理が困難となってきます。

3つ目ですが、施設面を維持する上で必要となる技術職員の確保と育成が課題となっております。

2点目の、維持管理組合との公共下水道接続の話し合いや意向については、公共下水道への接続完了年度を令和27年度に予定していることは令和5年度頃から維持管理組合へ話を出しておりますが、現時点では具体的な話し合いまでは進んでおりません。また、公共下水道への接続に関する具体的な計画までは策定していない段階ですので、各組合の意向については、今後、把握していくこととなります。

3点目の、大規模地震を踏まえ、公共下水道への接続のみの選択でよいのかについては、公共下水道が広域的処理をする一方、農村下水道は集落単位でコンパクトに処理するものであることから災害時の対応・復旧が早いと想定される一方、複数施設あるがゆえに時間がかかることも想定しております。また、農業集落排水処理施設は、災害時の指定避難所における仮設トイレのし尿の受入れが困難となった場合の緊急的対応の可能性もあり、そのような有効性も想定しているところです。

公共下水道への接続は全体目標であり、9施設について地理的要因等を個々に検討したものではありません。町としては、今後、具体的な検討を進める段階において、地理的要因をはじめ防災面での対応等も考慮し、施設ごとに具体的な方向性を決定していく必要があると考えております。

4点目の、滋賀県のスタンスと町の考えについては、上位計画である滋賀県の琵琶湖流域別下水道整備総合計画において令和27年度を目標に下水道の概成を目指しておられ、基本的にそれまでに農村下水道を公共下水道へ接続するとされています。

このことから、町としても公共下水道への接続の完了目標年度を令和27年度として今後取組を進めていく予定ですが、9施設はそれぞれ状況が相違していますので、今後、具体的な検討を進めていく中で各施設の方向性を決定していきたいと考えております。

5点目の、公共下水道への接続の地理的要因、維持管理組合の意向、地域の要望などをどのように考えるのかについては、まず、維持管理組合の意向確認をする必要があります。その中で、東桜台地区など複数の施設がある地区については、流域

下水道の接続点に近い施設から進めることを基本としつつ、維持管理組合の意向を併せて検討していくものと考えます。それ以外の地区につきましては、維持管理組合で接続の意向が示された地区から接続を検討していくことになると思います。

6点目の、財政的に処理施設をリニューアルしたほうが費用対効果が図られる場合については、今後、農村下水道を維持していく上で、ハード面、ソフト面の両方からの検討が必要と考えています。

各処理施設は今日まで町と維持管理組合がともに施設の維持管理をしてきましたが、人口減少、高齢化に伴い、維持管理組合における日常管理、清掃も徐々に困難になってきております。また、町では技術職員の確保が困難な状況でありまして、今後、幾つもの施設を管理していくことが困難と考えています。

これまで町は、可能な範囲は直接職員が対応し、最少の経費で運営してきたことから、業者委託等をせざるを得ない状況となれば莫大な費用が必要であり、使用料の見直しも必要となってまいります。公共下水道接続の検討の中で、これらについても検討していきたいと考えております。

最後に7点目の、加入金や使用料の統一については、公共下水道へ接続した処理地区については、基本的にその時点で公共下水道の受益者負担金、使用料に移行するものと考えます。受益者負担金は新たに公共ますを設置された方が対象となります。なお、公共下水道に接続しないと決めた処理地区については、農村下水道の料金体系を継続するものと考えます。

公共下水道は流域下水道における処理費用が、また、農村下水道は各処理場での処理費用が料金の基礎となっておりますので、それぞれ別体系であることで整合性が図られているものと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問をします。

まず質問1ですけれども、1つに施設の老朽化の課題、2つに人口減少と維持管理費用の課題、3つに技術職員の確保と育成の課題があるということですね。当町に限らず全国的な課題と認識します。答弁は結構です。

再質問の2です。人口減少・超高齢化社会の中、接続は町の大きな課題ですけれども、農村下水道利用者の大きな不安でもあります。具体的な計画を策定しないということですが、町は令和27年度までに公共下水道の接続を完了するという方針であるなら、その計画と町の課題を含めて説明されるべきと考えます。各組合への町の方針の説明と組合の意見聴取について直ちに進めるべきと思いますが、見解をお聞きます。

3つ目と4つ目については併せて再質問をします。質問3は能登半島地震の教訓から質問しましたが、基本的な考え方は理解しました。質問4の日野町公共下水道

への接続は、県の琵琶湖流域別下水道整備計画が令和27年度までに農村下水道を接続するという方針であることから、県の計画に沿って進めていくということであり、併せて日野町の9施設はそれぞれの立地などの状況を踏まえ検討し、今後、方向性を決めていくというのが町の現状であり、方針であると理解します。

そこで、質問3の答弁の中で、公共下水道への接続は全体目標であって、9施設の地理的要因を個々に検討したものではない、町としては今後具体的な検討をする段階において、また、施設ごとに具体的な方向性を決めることが必要であるとのこと。具体的に検討する段階とはいつか、施設ごとの方向性を決めるとはいつか、お伺いします。

次に、質問の5ですけれども、いずれにしても、維持管理組合の意向確認をする必要があること、事業の優先度は維持管理組合で接続の意向が示された地区から接続していくことになるとの答弁です。意向確認については、町の計画が問われることが予想されます。東桜谷地区の例を挙げていただきましたが、各処理区における想定できることを組合に提示されることが大事ではないか、地域の心配事も把握できるのではないかと思います。見解をお伺いします。

6点目です。施設をリニューアルしたほうが費用対効果が図れるという場合であっても、人口減少・高齢化の中、地域での日常管理、清掃が難しくなってきたこと、また、町の技術員の確保と育成が困難な状況であること、こうしたことから将来、業者委託などの莫大な費用や使用料の見直しが、建設費だけでは判断ができないということについては理解します。検討課題だと理解し、答弁は結構です。

質問の7です。これは農村下水道の加入料や使用料の統一化を質問したわけですが、それぞれ別体系であるということは理解しましたが、公共下水道の使用料が令和10年4月に改定されるとお聞きしました。その辺の状況について教えてください。また、その改定は、将来、接続計画である農村下水道の使用料に影響があるのか、その辺についてもお伺いします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（嶋村和典君） ただいま、川東議員のほうから再質問を頂きました。

まず、組合への方針説明、意見聴取の時期についてでございますが、直ちにとまてはいきませんが、まずは現時点で町から説明可能な範囲となりますが、方針説明をするとともに、組合でどのようなご意見をお持ちであるか伺ってまいりたいと考えております。

続きまして、具体的に検討する段階、施設の方向性を決める時期でございます。完了予定年度まで19年あるというものの、9地区の処理場を公共下水道へ接続するためには、地理的要因、費用面、防災上の対応などの検討、また、維持管理組合との協議、接続に向けての手续、そして、実際の設計工事に相当の期間が必要となり

ますので、数年のうちには検討を開始していく必要があると考えているところです。

施設の方向性につきましては、遅くとも令和17年度頃までには決定しておく必要があるものと現時点では考えているところでございます。

続きまして、組合の意向確認についてでございます。1つ目の再質問と同様に、まずは現時点での町の考えや処理区ごとの課題等を示した上での意向確認、そして、町における具体的な検討課題を示した上での意向確認など、段階ごとに進めていく必要があると考えております。

議員ご指摘のとおり、このような維持管理組合との意見交換、協議をする中で、地域の心配事なども把握していきたいと考えます。

最後に、農村下水道使用料の改定の予定につきましてですが、まず、公共下水道は物価高騰等の影響により今年4月から県の維持管理費の単価が値上げされており、令和10年4月から町の公共下水道使用料を値上げする必要があると考えていますので、その方向で検討をしているところでございます。

一方、農村下水道の維持管理面における経営につきましては、これまで比較的良好となっておりますが、近年の物価高騰などの影響は少なからず生じております。また、人口減少社会における今後の経営を考えますと、供用開始をしてから約30年という年月が経過しておりますので、現在の料金体系には少し課題があると考えております。

そのことから、農村下水道使用料につきましては、現在の人数割料金から水道使用量に比例した従量制料金への移行に向け、今後、維持管理組合のご意見も伺いながら、今年度からまず検討のほうを開始していきたいと考えているところです。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再々質問をします。

まず2番の問題ですけれども、9つの農村下水道の供用開始は10年間で順調にされたように見えますが、実は、住民の意向の結集や受益者負担と宅内配管の資金問題、処理場の位置決定など、多くの課題を乗り越えた上での結果の上にあります。

何が言いたいのかといいますと、早くから始めないと、時間がかかる、世代が変わるということです。あと19年とはあっという間だと思います。今後、9か所の維持管理組合との説明会を早期に実施され、意向を確認することをお願い申し上げます。答弁は結構です。

次に、質問3、4と併せてですが、答弁では、施設の方向性は、地理的要因、費用面、防災対応、組合との協議、それから接続に向けての手續、設計、工事などの期間が必要という答弁でした。検討期間が相当かかることから、公共下水道への接続完了年度を平成27年度にしていることから、その10年前の17年ということだと思います。

繰り返しになりますけれども、あと19年はあつという間です。今後、施設は経年劣化や災害など大規模な改修が必要になるかもしれません。人口減少などの課題も増えてきます。答弁の検討課題は全ての事業の検討課題と同じです。工事に相当の期間が必要というなら、スケジュールを含めてもう少し前向きといいますか、コメントをいただきたいと思います。

次に、質問の7についての再質問です。公共下水道の使用料は物価高騰でこの4月から値上げされた、農村下水道の使用料は現在の人数割料金を水道使用料に比例した料金体系に移行したいとのこと。この水道使用量に比例した従量制料金とは現在の公共下水道使用料と同じということで、農村下水道使用料も公共下水道使用料の料金体系に合わせるということを考えていると、このような理解をしてよろしいですか、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 産業建設主監。

産業建設主監（嶋村和典君） ただいま、2点、再々質問を頂きました。

まず、具体的に検討する段階の時期についての前向きなコメントということでございます。議員ご指摘のとおり、接続完了までに相当の期間が必要であり、19年はあつという間であるということは担当課としても実感しているところです。

実は実際、昨年度に、事務者レベルとはなりますが今後のスケジュールを立てておりまして、改めてそのことを認識しているところでございます。既に担当課におきましては接続に向けた検討を開始しており、具体的な検討を進めていくため、来年度から接続に係る概算工事費等を把握していく予定をしておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思っております。

続きまして、最後に農村下水道使用料の見直しに関してでございますが、公共下水道と同じ料金体系、いわゆる従量制ということは考えておりますが、基本的には農業集落排水事業の経費に基づく算定をしますので、料金自体につきましては、公共下水道使用料の基本料やいわゆる立米当たりの単価とは違う金額になるものと考えております。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 今、再々質問で答弁いただきました。作業についてですけれども、事務者レベルでは今後のスケジュールを立てて、担当課では接続に向けた検討を開始し、来年度から接続に係る概算工事費ですか、を把握していく予定であるという答弁を頂きました。事務者レベル、担当課ではという表現はちょっと気になるんですけれども、町として前向きに取組を進めていただくというふうに理解します。

それから7番目の質問ですけれども、答弁では農村下水道の使用料については、現在の人数割料金から水道使用量に比例した従量制料金への移行に向けて、組合の意見を伺いながら今後検討を開始したいと、こういうことで調整されるということ

です。

もう質問はできませんので、要望を申し上げたいと思います。

現状ではまだ19年後の話である、慌てることはないと思いませんか。質問の1番に、現在、農村下水道の課題は何かとお尋ねしました。答弁で、1つ目に施設の老朽化の課題、2つ目に人口減少と維持管理費用の課題、3つ目に技術職員の確保と育成の課題があると言われました。9つの農村下水道は、繰り返しになりますけれども、それぞれの地域で住民の意識改革、処理場の位置決定の合意、地元負担金の決定など、取組のスタートから供用まで何年の月日がかかったことか、いくらの事業費がかかったことかと考えますと、まだ19年あるのではなく、もう19年しかないのではないのでしょうか。19年後は完成年度なのです。

残された時間はそう長くありません。できるだけ早く、今回、前向きな答弁を頂いた町の考えや方向性を説明されるとともに、9つの維持管理組合の意見聴取を始めて下さい。計画が具体的でなくても、意見を聞きながら具体化させていく取組をお願いしたいと思います。

9か所の処理区、22集落の住民の皆さんの不安を安心に変えていただくことをお願い申し上げて、私の1つ目の質問を終わります。

続きまして、2点目の質問、マイナンバーカードの普及・利活用について質問します。

まず、私の一般質問配付資料③について説明します。この資料は、住民課と税務課の資料を確認の上、作成しました。私の質問内容と町の答弁の参考にさせていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

マイナンバーカードの交付は2016年に開始され、しばらく普及は低迷しましたが、政府はマイナポイント事業を実施し、カードの取得や健康保険証としての利用登録、公金受取口座の登録などをした人にポイントを付与し、申請件数を伸ばしていきました。2025年12月には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の利用を原則としました。

ただ、マイナ保険証に別人の情報がひもづけられるなどのトラブルも相次ぎ、マイナンバーカードには個人情報保護の観点から懸念の声もあります。

総務省によると、2026年4月末時点の保有枚数は1億304万枚で、保有率は82.7パーセントと報道されています。また、与党がマイナンバーカードの法的な義務化を進める動きが罰則なしで検討されているという報道もあります。

こうした中、私は日野町におけるマイナンバーカードの普及・利活用について、その現状を町民の皆さんと共有したく質問するものです。

1点目に、マイナンバーカードの普及について。

マイナンバーカードの2026年4月末現在における普及率は、全国で82.7パーセント、滋賀県で84.4パーセントで、日野町は79.9パーセントとなっています。国のシステムでいろいろトラブルがあった中で、随分普及しているなというのが私の実感です。

一方、数字だけで見ると、日野町は全国、滋賀県と比較すると低く見えます。県下では19市町中18位となっており、当町の普及率が上がらない要因についてどのように分析されておられるのか、お聞きします。

2点目に、マイナ保険証の利用状況についてです。

1つに、国保と後期高齢者医療制度のマイナ保険証への登録者数と登録率は。また、カードを持っていない町民への対応はどのようにされていますか。

2つに、福祉医療受給者証との連携について、現状と今後の方針をお伺いします。

3点目に、マイナンバーカード利用による証明書の交付状況について。

令和8年4月から諸証明の手数料が、窓口交付は300円に改正されましたが、コンビニ交付は200円のままです。資料にもありますが、令和6年、7年度の件数と本年4月までのコンビニと窓口それぞれの交付件数の比較および証明書の種別（住民票、印鑑証明、税の証明）について、交付件数の比較についてお伺いします。

また、これらの交付件数について、マイナンバーカードの普及状況と併せて、町の分析、見解をお伺いします。

4点目に、マイナンバーカードの利用種別について。マイナ保険証、コンビニ証明以外に、マイナ免許証、マイナポータル、e-Tax、公金受取口座など多様な利用が可能です。その内容と日野町の利用状況を簡潔に教えてください。

5点目に、カードの再発行手数料について。カードを紛失した場合、再発行に一、二か月かかるとお聞きしましたが、その間の利用に支障はないか、また、その際の手数料はいくらか、お伺いします。

6点目に、転出入が多い人の再発行問題について。家庭の事情や転勤などで何回も転出・転入を届出される方にとって不便を感じておられるとの声を聞きます。それは、カードの表面の追記欄が4行あるんですけれども、転出・転入を2回ほど繰り返すと、もう再発行が必要となるからです。また、その再発行に要する期間が1か月から2か月必要と聞いています。届出数はそれほど多くはないと思いますが、件数と現状についてお伺いします。

7点目に、住民の声、町の課題と今後の取組について。マイナンバーカードの交付から10年が経過しました。町民からどのような声や要望がありますか。また、町として困っていることはありませんか。国に対して要望することはありませんか。制度や現状に対する町の考え方をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） マイナンバーカードについてご質問を頂きました。

1点目の普及については、日野町の保有率は79.9パーセントで、全国、滋賀県平均を下回っており、県内18位となっております。高齢者のデジタル手続への心理的ハードルや若年層のメリット実感の薄さが主な要因と分析しており、出前講座や広報充実により普及促進に努めてまいります。

2点目の利用状況については、マイナ保険証への合計登録率は70.1パーセント、5,075人でございます。カードをお持ちでない未登録の方には資格確認書が自動送付されますので、これまでどおり受診いただけます。また、福祉医療受給者証とのカード一体化は令和9年4月の実施に向けて準備を進めています。

3点目の、証明書の交付状況については、コンビニ交付件数は年々増加しており、令和8年4月の交付比率は29.5パーセントに達しました。令和8年4月からコンビニ手数料200円、窓口300円とした改定が利用を後押ししており、今後もコンビニ交付の割合はさらに高まると見込んでおります。なお詳細については、住民課からお示した川東議員の配付資料「日野町のマイナンバーカード活用状況」のとおりでございます。

マイナンバーカードの普及と相まって、今後もコンビニ利用の割合が高まると分析しており、引き続き周知・普及に取り組み、窓口業務の効率化と住民サービスの向上を両立させてまいります。

4点目の利用種別については、e-Taxによる確定申告、マイナ免許証、マイナポータルの各種手続、公金受取口座登録など多様な活用が広がっております。令和7年分確定申告では1,933件がマイナンバーカードを使って自宅からオンライン申告を完了されました。引き続き広報を通じて活用促進に取り組んでまいります。

5点目の、再発行と手数料については、紛失された場合は、利用停止・遺失届の上、役場住民課で再交付申請ができます。手数料は通常1,000円、急ぎの場合は特急発行（2,000円、最短5営業日）をご利用いただけます。

病院の受診については加入保険者ごとに対応が異なり、国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方については住民課にて即日発行いたしますので、従来どおり医療機関を受診していただけます。その他の保険にご加入の方はそれぞれの保険者に対して資格確認書の発行申請をお願いしております。

6点目の、転出入が多い人の再発行問題については、追記欄が満欄になった場合の特急再発行は無料に対応しており、最短5業務日でお渡しできます。累計件数は8件と多くありませんが、対象の方に対し、丁寧な対応を心がけております。

マイナンバーカードの追記欄の記載方式については、住民の利便性および窓口業務の効率化の観点から制度上の課題があると認識しており、今後の国の制度改正の動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。

最後、7点目の、課題と今後の取組については、コンビニ交付の利便性や確定申告のオンライン化について好評をいただいております。一方、更新窓口業務の増加やスキルアップに取り組むことが急務でございます。国に対して、更新手続のオンライン化、暗証番号簡素化、財政支援を要望するとともに、福祉医療受給者証のカード一体化など住民サービスの向上に取り組んでまいります。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） それでは、再質問します。

まず、1点目の普及率の関係ですけれども、高齢者のデジタル手続への心理的ハードルや若者のメリットの実感の薄さが主な原因と分析されておられます。年代層別の状況から対策のヒントがあるのではないかと、どの層が少ないのか、重点的な啓発についてお考えはありませんか。

2つ目です。国保と後期高齢者医療それぞれの状況をもう少し詳しく教えていただきたい。日野町のマイナ保険証の登録率と利用率は、全国平均、県平均ではどのくらいの位置に当たるのか。また、福祉医療受給者証との連携については、マイナンバーカードのオンラインで資格確認ができるシステム改修を今定例会議の補正予算（第1号）で提案されています。現在、利用者が病院の窓口に行ったときの受付はどのような対応をされておられるのか。令和9年4月から実施とのことですが、マイナ保険証と同様でマイナンバーカードを機械に入れるだけでよいのか、新たな手続が必要なのか、お伺いします。

3点目です。交付の状況は添付資料の各資料で見ると、令和6年度から令和7年度と右肩上がりが増えていきます。また、令和8年4月と令和7年4月の1か月比較においても大きく伸びていることが分かります。本年4月から窓口手数料が300円に改定されたことが利用を後押ししているとの答弁ですが、私はあまり後押しではなく、利便性が高まっているということだけではないのかなというふうに感じます。

一方、コンビニでは戸籍の証明や税の住民登録外課税などの証明は対応できないこともあります。ほかにもあるかも分かりませんが、制度の課題ではないでしょうか。答弁は結構です。

4点目です。e-Tax、確定申告は、私も令和7年度分申告は自宅からマイナンバーカード活用でスマホで始めました。今までパソコンから申告をしていましたが、マイナ保険証の連携による年間医療費などの集計やオンラインの基本的な連携で利便性を感じています。今まで町の確定申告会場がいっぱいだったのに対し、マイナンバーカードの利用で混まなくなったということもお聞きしました。

カードを持っているだけで利活用すること、それぞれの機関で分かりやすく使い方を支援することがあれば進むのではないかと思います。これも答弁は結構です。

5番目です。カードを紛失した場合の再発行の手続は。利用停止届、遺失届はど

こに出すのか。また、手数料は通常なら1,000円、特級発行なら2,000円で利用できる。何か普通電車なら1,000円、新幹線なら2,000円と聞こえてきます。普通電車なら一、二か月かかるものを特急発行だと最短5日でできるという、同じ公共サービスでなぜというふうに私は思うんですが、特急発行について制度上の説明をお願いします。

6点目です。申請時の待ち時間について。ある住民さんから、転出・転入の窓口の申請においてその待ち時間は、来客が少ない場合は、転出は20分から25分程度、転入は30分から50分程度、窓口が混み合う場合などは2時間以上の待ち時間になることもあったという声をお聞きしました。

申請者が重なったりすると時間がかかるのかもしれませんが、マイナンバーカードによる国のシステム、J-LISというんですか、と町のシステム、住基ネットの連携に時間がかかるのではないかと少し疑問を持ったのですが、そういうことはありませんか、お伺いします。

7つ目です。答弁では、住民からの声は総じて好評、町としては業務の増加、職員体制の確保など課題だらけ、国への要望はいっぱいありと、少し荒っぽい言い方ですが、そんな感じがします。町として業務の増加と職員体制の確保が課題との答弁です。現場は大変な課題があるようですが、具体的にはどのような課題なのか、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） ただいま川東議員様より、5点の質問を頂きました。

まず第1点目です。全国データによると、年代別の保有率は次のとおりとなります。保有率が最も低いのは0歳から4歳で63.3パーセントで、小さなお子様の顔写真を撮ることの大変さが背景にあるのではないかと考えられます。次いで5歳から9歳児が73.8パーセント、10歳から14歳が76.8パーセントと続きます。

一方、最も高いのは75歳から79歳で96.1パーセントで、次いで55歳から59歳、91.4パーセント、65歳から69歳87パーセントと続きます。マイナ保険証の普及が中高年層の取得を後押ししていると考えております。

日野町においても同様の傾向があると考えており、乳幼児については出生届と同時に申請できることなどを周知し、20代や40代後半のコンビニ交付、e-Taxなどの日常利便性について広報をまいります。高齢者には出前講座での申請個別サポートを実施まいります。

続きまして2点目です。マイナ保険証の状況についてお答えいたします。

後期高齢者は登録率71.9パーセント、利用率49.4パーセントです。令和8年1月時点です。この利用率は全国でいいますと1,741市区町村中950位、ほぼ中位となっております。利用率が伸びにくい背景には、登録しているものの、資格確認書を使

い続けていることが多いことが考えられます。

国民健康保険は登録率68.1パーセント、利用率70.9パーセントです。令和8年2月時点です。国保の利用率70.9パーセントは全国平均66.7パーセントを4.2ポイント上回っております。日野町住民の積極的な活用が評価されます。

なお、登録率の市町村別公式比較データは現時点では公表されておられません。

福祉医療受給者証との連携について、6月議会の補正予算により令和9年4月から実施に向けシステム改修を進めております。運用開始後は医療機関の読み取り機にマイナンバーカードをかざすだけで資格確認が可能となる予定です。受給者側で新たな手続は不要ですが、詳細は整い次第ご案内いたします。

続きまして、カードを紛失された場合は、まず全国共通のマイナンバー総合フリーダイヤル、24時間365日対応で利用停止できます。その後、最寄り警察署または交番の遺失届の提出の上、日野町役場住民課にては廃止手続と再交付申請を行っていただきます。特急発行は令和6年12月2日に開始された制度で、通常の一、二か月に対し、最短5営業日で自宅に簡易書留で届きます。

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の優先製造枠を使用するため、手数料は2,000円、通常は1,000円となります。早さに応じた費用負担という考え方で、国において2028年度の次期マイナンバーカード導入に向けた検討が進められており、暗唱番号の統合、電子証明証の有効期限延長（10年化）、そして、追加欄の改善なども方向性として示されております。

町として引き続き動向を注視し、住民サービスの向上と窓口効率化に対応してまいります。

続きまして、転出・転入窓口における処理時間についてお答えします。

転出の場合は、転出先の住所をシステムに入力し、税務課への確認など庁内連携に時間を要するため、20分から25分程度となっております。転入の場合、国のシステムと町のシステムの情報連携に約15分程度、その後、マイナンバーカードのICチップへの記録に約5分程度を要します。さらに、転入に伴う各種手続、国保・後期高齢者医療、税等のご案内にも時間を要するため、30分から50分程度となっております。

議員ご指摘のとおり、申請者が重なった場合や窓口が混み合う時間帯、繁忙期において長時間お待たせすることもあり、ご不便をおかけしております。今後も窓口体制の改善に取り組んでまいります。

続きまして、現場の課題についてお答えいたします。当町ではマイナポイントの施策により令和3年から4年度にかけて交付が集中したことから、電子証明書の有効期限、5年になるんですけども、有効期限を迎える令和8年から9年度以降に更新対象者の急増が見込まれており、窓口体制の整備が課題となっております。

また、来庁者の数は、時間帯、時期、天気などにより大きく変化することから、適切な人員確保が難しい状況にあります。さらに、マイナ保険証への対応、福祉医療受給者証との連携、特急発行への対応など新たな業務が次々と追加されており、常に最新の制度改正を注視しながら、適切な窓口対応と業務効率化に取り組んでいます。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6 番（川東昭男君） それでは、再々質問をします。

まず1点目ですけれども、普及率の低い年齢層を分析の上、重点的な啓発方針をお伺いしたんですけれども、高齢者には出前講座での申請、個別サポートを実施するとの答弁です。全国データと日野町は同様の傾向であると分析しながら、普及率の最も高い中高年にターゲットを絞るのはおかしくないですか。

全国データでは0歳から14歳が最も低いとのことですから、日野町も同様ということであれば、普及率を上げる重点的な啓発方針について、そこに検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。

参考までに、町の出前講座のメニューにある「こんにちは、住民課窓口です！」の実績について、団体や自治会などにどの程度の実績があったのか、お伺いしたいと思います。

続いて2番目の質問ですが、国保も後期高齢者医療もそれぞれ登録率は70パーセント前後ですが、利用率では、後期高齢者医療は約50パーセントで全国の中ほどである、国保は70.9パーセントで全国平均を4.2ポイント上回っているとの答弁です。マイナ保険証については、日野町は大きく進んでいるというふうに感じます。

また、福祉医療受給者証については、病院の窓口でマイナンバーカードによる保険証の確認の後、受付で「マル福はお持ちですか」と確認されている場面によく遭遇します。システム改修により利用がしやすくなることと併せて、業務の改善が図られることを期待したいと思います。これは答弁は結構です。

6点目ですが、転入・転出の窓口における処理は大変時間がかかることが答弁でよく分かりました。今後の対応で窓口体制の改善に取り組んでいくということですが、窓口対応の職員を増やすことで解決ができるのか。

マイナンバーカードの事務の増加や国との連携で、システムに対する機械数が少ないために対応できる職員が限られるということはありませんか。国の制度であり、改善を求めることはありませんか。ぜひ問題があれば積極的に要請されることをお願いしたいと思います。これも答弁は結構です。

最後の7つ目です。通常、カードの有効期限は10年、ただ、令和4年3月31日までに交付された20歳未満は5年、カードに格納されている電子証明書は5年が有効期限で、更新手続が必要と聞きます。期限が過ぎると失効してしまいますので、交

付には手数料と時間を要することになります。通常業務ではオーバーしてしまうということですか、お聞きします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） ただいま、川東議員より2点、再々質問を頂きました。

まず1点目です。高齢者は保有率は高い傾向にありますが、いまだ未申請の方への申請サポートに加え、取得後の利活用に不安を感じる方が多いことから、出前講座で申請・利活用の両面で支援を行っているものでございます。

重点的な啓発方針として、0歳から14歳層の方につきましては乳幼児の出生届の申請案内をするとともに、小学生以上につきましては各課連携し、各種広報媒体を活用した保護者への周知に努めてまいりたいと思います。

出前講座「こんにちは、住民課窓口です！」につきましては、今年ちょっと内容のメニューが変わりまして、マイナンバー制度についてということで昨年度までさせてもらっていました。令和7年度の出張実績は自治会が3件となっております。

続きまして2番目、対策についてお答えいたします。更新急増への対策として、繁忙期における住民課内での応援体制を整え、円滑な窓口対応と住民の方の待ち時間の短縮を図ること、業務量増加への対策として、業務マニュアルの整備と担当職員間での制度情報の共有を徹底し、制度改正への迅速な対応を維持すること、制度上の課題については県内市町との情報共有を図りながら、現場の実態に即した改善を積み重ね、住民サービスの向上と窓口体制の充実を両輪として取り組んでまいります。

議長（杉浦和人君） 川東昭男君。

6番（川東昭男君） 出前講座で取り組むということなんですけれども、3件ということで、3件でちょっと出席者数が分からないんですけれども、果たしてこれで普及が進んでいくのかというのを疑問に感じますので、いろいろ考えていただけたらなというふうに思いますので、お願いします。

もう質問できませんので、最後に要望を申し上げます。

2016年1月にマイナンバーカードの運用が始まって、今年でちょうど10年、カード本体の更新時期になり、有効期限通知書が自宅に郵送されている方も増えてくると思います。町民からどのような声や要望があるのか、町として困っていることはないのか、国に対して制度の問題を要請することはないのか、制度や現状に対する町の見解を伺いました。

個人情報の課題を指摘する声もありますが、国の制度であり、住民が利用するのに不便はないのかということも追求すべきではと考えます。カードの更新手続など様々な課題があるわけなんですけれども、普及、利活用についてよろしく願いを申し上げます、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、1番、錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 1番、錦戸由佳でございます。

それでは、通告書に基づきまして、私からは1問を一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、子どもたちの学習環境について質問いたします。

日野町では、GIGAスクール構想により、約5年前から児童生徒に1人1台、端末を活用した学習が進められています。

国では一人ひとりに応じた学びや子ども同士が学び合う協働的な学びを目的としてICT活用が進められています。また、GIGAスクール構想は、誰ひとり取り残すことなく、一人ひとりの資質、能力や可能性を最大限に引き出すことを目指した取組であると認識しています。

現在はタブレットだけでなく、教科書、ノート、紙教材などを併用した学習環境となっており、導入から数年が経過した今、実際に子どもたちがどのような環境で学んでいるかを確認する時期に来ていると考えます。

そこで、現在の学習環境に対する認識と今後の学びやすい環境づくりについて伺います。

1点目、GIGAスクール構想導入後の変化について伺います。GIGAスクール構想導入後、学習環境や授業の進め方について、どのような変化があったと認識されていますか。

議長（杉浦和人君） 1番、錦戸由佳君の質問に対する当局の答弁を求めます。

学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） GIGAスクール構想導入による1人1台タブレット端末の整備により、児童生徒一人ひとりの学びを深める環境が整備されたと考えております。

学習環境については、協働的に学ぶ学習環境が整備されました。具体的には、自分の考えを書き込んだノートをカメラで撮影し、学級全員が共有することが可能となりました。個々の考えを広く共有し内容を深めていく学びが、これまでと比べて時間効率や情報共有の幅が大きく向上し、意見が活発に交わされる授業が実現していると考えています。

さらに、双方向による学習も可能となり、例えば、毎年5年生はフローティングスクールに参加しますが、事前学習として一緒に乗船する町内の小学校同士で交流することができるようになりました。

授業の進め方についても、一人ひとりの実態に応じた授業づくりが進みました。具体的には、外国語の学習において指導者が録音した発音を繰り返して聞き、正確な発音の定着を図ることができるようになったり、AIドリルの活用により、自分

の学習課題に応じて学習に取り組めたりできるようになりました。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 今、様々な活用事例についてご答弁いただきました。私たち議員も毎年、各小学校 6 年生の学習成果の発表として、タブレットを使用し発表する授業があります。それには毎回すばらしい発表に驚いています。

一方で、それらの取組によって子どもたちの学びが様々に変化したと考えられていますが、答弁の中で、A I ドリルの活用をしているというふうに答弁がありましたが、A I ドリルは個別最適な学びにつながる取組の 1 つだと思いますが、日野町では現在、どの学校で、どの学年で、どの程度活用されているのか、また、教育委員会としてどのような効果があると認識されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） A I ドリルについては、A I 技術を活用して個別最適な学習を支援するツールとなっております。子どもたちの理解度に応じた問題を提供することができ、幅広い教育コンテンツを提供することができます。

今年度から新しく A I ドリルを更新させていただきました。現在、活用状況ですが、そのせいもあって、教職員の研修から始めているところです。夏までには全ての学校で研修を実施し、既に研修を実施した学校においては活用が少しずつ進んでいると認識しております。その活用状況については、教育委員会でも把握できることができるようになっております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） では、A I ドリルについては今後進めていっていただいているという状況で、子どもたちの各個人の学びに応じて先生方が対応していただくということで、よろしかったですか。ありがとうございます。

次、2 点目に入ります。現在の学習環境について、お伺いします。現在はタブレットだけでなく、教科書、ノートなども併用した学習環境になっています。現状をどのように認識されていますか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 学校では、1 時間の授業で達成すべき課題に応じて、教科書、ノートやタブレット端末を活用し、創意工夫した授業を展開しているところです。授業でタブレット端末を利用する場合、その利用目的を指導し、最も学習効果が高まるよう、計画的・意図的に活用します。また、そのような指導により、児童生徒自身がどのように学ぶのかを主体的に考え、実践する力を高めていくことが重要だと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 教科書、ノート、タブレットを活用しながら授業を進めている

というご答弁でした。現在の学習環境について子どもたちや教職員から意見を聞く機会はあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 現在のところ子どもから直接声を聞くということとはできませんが、学校から先生方を通じてお声は聞かせていただいております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 実際タブレットを使いながら学習しているのは子どもたちです。子どもたちの意見を聞いていただかないと、実際どういう状況で、どんな感じで学んでいるのかが保護者としてもちょっと分かりにくい部分がありますので、もし何か先生方から子どもたちの様子などが分かるようでしたら、教えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 現在、教育委員会では、ひのっこ育成プロジェクト推進委員会のほうを設定しております。その中で1つ基礎学力向上委員会というのがありますので、そこに集まる先生方から、そのようなことも含めて意見をお聞かせいただきたいと思いますと思っております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） GIGAスクール構想が進んでから5年がたっておりますので、一度また、もし子どもたちにアンケートなど聞き取りを、実際に子どもたちから聞ける機会があればしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

3点目の質問に移ります。子どもたちの学習実態についてお伺いします。実際に子どもたちが教材を机の上に広げながら、どのように学習しているか、現場の確認のほうは行っておられますか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 子どもたちの学習の様子については、毎年5月から6月頃に全ての学校・教室を訪問し、授業の様子を確認しています。また、各校において実施される授業研究会での授業参観や、授業力向上パートナーシップ事業で授業参観も行っています。授業参観の後には、子どもの学力を高めるために共に考える時間を持ち、さらに子どもたちの学びやすい環境づくりにつなげていくようにしています。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 答弁の中で出ました授業研究会や授業力向上パートナーシップ事業で授業参観を行っているとのことでしたが、まず、授業研究会とはどのような取組なのか、また、授業力向上パートナーシップ事業とはどのような事業なのか、

簡単に説明して下さい。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） まず、1つ目の授業研究会についてです。これは、各校で子どもたちの実態に応じた学習課題を解決するために、教師自らが授業を通してどのようにそれを解決していくのかということを、教師自身が学び合うための勉強の場です。それぞれの学校では特定の教科を決めて研究をされたり、教師自らが教科を決めて授業研究を公開することによって、学校全体で授業づくりの改善を図っていくものでございます。

2つ目、授業力向上パートナーシップ事業については、これは日野町教育委員会独自で行っている事業です。教員経験が2年目、3年目の教師に対して、学校教育課職員がその教師に寄り添って授業を参観したり、学級経営や授業づくりの相談、寄り添って相談をするというようなもので、現在その取組を進めており、今年度は10名の先生方が対象となっております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） ただいまそれぞれの説明もしていただきましたが、あくまでもそれは先生方の勉強会かなと思いましたが、子どもたちが学びやすい環境になっているかという視点では、どのような研究をされているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 学びやすい視点というところでございますが、教師の授業研究会の中では、学びやすさというのは、例えば教材をどのように提示するとよいのかとか、どのような発問をすると学びが深まるのかということについて研究を進めていくものです。そういった観点での学びやすさというところでご理解いただければと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） それでは、4点目の質問に移ります。学びやすい環境づくりについて伺います。現場では机の上のスペースの使い方も含めて、子ども自身が工夫しながら学習している状況もあると聞いています。

一方で、子どもの工夫だけに委ねるのではなく、学びやすい環境づくりという視点も必要ではないかと考えますが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 子どもたちが自らの学習環境を工夫する力を育むことは非常に重要であり、それが自主性や創造性の向上にもつながると考えます。そのために、例えば小学校では、授業のときに机の上に置く教科書、ノート、筆箱の位置を掲示したり、学習活動で必要な教材だけを机に出すよう指示したりして、学習に集中できるよう支援を行っています。

一方で、環境が十分に整備されていない状況では子どもの努力だけで学ぶ力が最大限に引き出せない可能性があることも認識しており、子どもたちが主体的に意欲を持って学習できる環境を提供することは教育行政の役割と考えています。学校現場の意見を伺いながら学びやすい環境の整備を今後も進め、子どもたち一人ひとりの可能性を十分に引き出していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） ただいま、環境整備も教育行政の役割であると答弁を頂きました。私もそのとおりだと思います。

そこで、お伺いいたします。現在の教室では、タブレット、教科書、ノートなど複数の教材を使用する場面が多々あると思います。机の上のスペースについて、子どもたちが十分に学習しやすい環境になっているかを検証されたことはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 机のスペースについては、研究をしたことはございません。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 今、研究をされたことはないということでしたが、それは何か理由があつてのことでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 先ほどもお答えしましたが、各学校、各教師の皆さんは、机の上にどのような教材が必要なのかであったりとか授業に集中できるためにはどのような指示をしたらいいのかということが適切に実施されていると認識しているためです。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） では今後、実際の授業の中で机上スペースの状況を確認する考えは特にないということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） ご質問いただきました内容については、今年度もこれから各学校・教室を訪問させていただきますので、その1つとして研究のほうをさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 先日、日野中学校のオープンスクールのほうに私も行かせていただきまして、英語の授業を後ろから見させていただきますと、中学生でも教科書を机にたくさん並べて置いていて、タブレットもある状態で、書くスペースがない状態になっているのを拝見させていただいたので、ぜひ、小学校の子どもたちもそ

うですが、中学校のほうも確認していただけるとありがたいと思っております。

続きまして、5点目の質問に移らせていただきます。家庭学習についてです。家庭学習では、通信環境や端末活用能力など各家庭でも差があると考えます。現状をどのように把握されていますか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 家庭学習における通信環境や端末の活用能力は各家庭によって状況が異なり、これが学習機会の差につながる可能性があるという課題は認識しています。

まず、通信環境の差についての対応ですが、教育委員会では貸出し用ルーターを令和4年度より40台整備し、保護者の申請により貸出しできるようにし、家庭学習等でタブレットを持ち帰ったときにも活用できるようにしています。この貸出しに際して、各ご家庭で通信契約をしていただく必要があります。ルーターの貸出し実績は現在のところ6台です。

次に、タブレット端末の活用技能の差については、持ち帰り前にタブレット端末を利用した課題の取り組み方や使用するアプリについて指導を行っています。タブレットを使って宿題を行うことで実際に困った場合は、学校で再度指導するなど教師が対応されるものと考えます。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 貸出しルーターについては現在40台を整備し、現在6台の利用とのことでした。一方で、この6台という数字が本当に必要な家庭に制度が届いた上での利用実績なのかは気になるところなんです。この制度をどのように周知して、必要な家庭に十分行き届いているか、把握はされているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） まず、このルーターの貸出し制度については、各学校、現在使っています「すぐーる」というアプリ、これは欠席を連絡するのが主な目的ですが、これを通じまして全ての登録、保護者の方に案内を今年度させていただいております。その案内をご確認された保護者の方から問合せは1件あったところでございますが、貸出しには至っておりません。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1番（錦戸由佳君） 私も先日、6月4日に「すぐーる」で学校から配信されたお便りで初めてその制度を知りました。そこでお伺いいたします。この制度について、これまで5年間でどのようなタイミングで、どの程度周知を行ってきたのか。また、制度が必要な家庭に知られているかどうかを確認されたことはあるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 毎年度、年度の初め頃に案内をしているという

ふうに理解しております。必要な家庭に届いているかという把握については、「すぐーる」を配信したという状況でございますので、ご理解いただいているものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） では、5年間のうち毎年配信されていたということで理解させていただきました。制度が必要な家庭に届かないというところが一番懸念点だと思っておりますので、しっかり保護者の方に理解していただくように今後も周知をしていただけたらと思っております。

最後に、6点目の質問に移ります。今後の方向性についてお伺いいたします。今後、ICT活用を進める中で、子どもたちにとって学びやすい環境について、どのような視点を大切にしていこうか、お答え下さい。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） ICT活用を推進する上での学びやすい環境で大切にする視点として、4つを大切にしたいと考えております。

1つ目は個別最適な学びの視点です。そのためには機器の充実が欠かせません。現在使用している端末は導入から5年が経過し、起動に時間がかかることや直感的に利用できないことなどが課題としてあったことから、今年度導入する端末はiPadとし、令和9年度から活用します。

2つ目は協働的な学びの視点です。このために令和8年度中に全ての学校に電子黒板を整備します。電子黒板はタッチパネル式で、提示された複数の意見を画面上でまとめたりすることもできます。

3つ目に情報活用能力の育成の視点です。そのためには教職員のICT活用の指導力の向上が大切で、研修会の実施や取組事例の紹介を通じて支援をしていく所存です。

最後に、ICT機器の安全かつ効果的な利用の視点です。学校と保護者が連携して学びやすい環境をつくっていけるよう、保護者啓発にも取り組んでまいりたいと考えています。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） ただいま、今後の日野町の教育において、個別最適な学び、協働的な学び、情報活用能力の育成、ICT機器の安全かつ効果的な利用という4つの視点を大切にしていきたいとのご答弁を頂きました。いずれもこれからの時代において大切な視点であると感じております。それぞれについてもう少し確認させていただきたいと思います。

まず、1つ目の個別最適な学びについてお伺いいたします。町が考える個別最適な学びとは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。また、日野町ではどのよ

うな形で実践されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 個別最適な学びについて、どのような学びかということについてですけども、これまでの一斉の授業については、本当に、教師の課題を皆同じような形で解決していくというところが想定されていたと思いますが、個別最適な学びについては、先ほど申し上げましたA Iドリルの活用等を通じまして、同じ目標を達成するんですけども、その問題のレベルを個人一人ひとりに応じて対応するような形で実施することで、一人ひとりの「分かった」「できた」を実現していく授業づくりを展開していくものです。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） それでは、ただいまA Iドリルの例を出していただきましたが、今まで、私の子どもも小学校、今2年生になりますが、これまでタブレットを1度も家に持って帰ってきたことはありませんし、1回も保護者がそういうA Iドリルとかそういうものを見たこともありませんので、今後進めていただく上で家庭にもタブレットを持って帰ってきて宿題などに活用されることを期待しております。

次に、協働的な学びについて伺います。協働的な学びは、子どもたち同士が考えを共有しながら学びを深めていくものと理解しています。G I G Aスクール構想導入後、協働的な学びの面ではどのような変化があったと認識されていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） これまでの一斉授業と異なりまして、具体的には総合的な学習の時間等の場面で、課題を同じにする子どもたちがグループをつくり、その課題解決に向かって調べ学習をしたりまとめ作業をしたりという形で、そういう学習が進展しました。その成果については日野町議会の中でも、6年生の子どもたちが発表するような姿を皆様にもご確認いただいているところだと感じております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 次に、情報活用能力の育成について伺います。答弁では、情報活用能力の育成と、そのための教職員のI C T活用指導力向上が重要であるとのことでした。私もそのとおりだと思っております。

一方で、先生方は授業準備や校務などの日々大変忙しい中で勤務されており、I C T活用に関する研修や教材研究を行う時間が十分確保できるのか、ちょっと不安であります。その辺は確保できているのか教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 研修時間の確保については、年間を通じて研修

プログラムというのは各学校で準備されているところです。特に固定的な時間ではなく、各学校では得意な教師が学校全体でO J T研修という形で、短時間で研修するような取組も重ねておられると認識しております。そのような形でI C T機器を効果的に活用する取組が学校全体で広がるものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 最後に、I C T機器の安全かつ効果的な利用について伺います。

ご答弁では、学校と保護者が連携して学びやすい環境をつくっていけるよう、保護者への啓発にも取り組んでいくとのことでした。私自身も保護者の1人ですが、正直なところ、G I G Aスクール構想が何を目指しているのか、また、家庭でどのような協力が求められているのかを十分理解できている保護者は決して多くないのではないかと感じています。保護者が理解できていなければ、学校との連携もなかなか進みにくいのではないかと感じています。

保護者にどのような理解や協力を求めておられるのか、また、今後どのような形で保護者への周知や啓発を進めていくお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） まず1つ目ですが、各家庭では子どもたちがタブレット等、家庭にあるI C T機器を活用する場合、自由に使うというリスクがあります。その場合、自分で、いつ、どのような学習を家庭ですればよいのかということが十分決められないことも想定されます。

保護者の方に対しては、子どもたちがタブレットや、タブレットだけではないんですけども、各家庭で主体的・自律的に学びを進めていく学習時間を確保するために、どういうふうに生活をするのかということと一緒に話し合っていていただくような支援をしていただければというふうに考えております。

2つ目、啓発についてですが、こちら先ほども述べました、ひのっこ育成推進プロジェクトという取組の中に保護者啓発という部会もございます。そういう中で教師の皆さんが効果的に保護者啓発の在り方ということを考え、実践していただけるものと思っておりますので、教育委員会としてもそれを支援していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） それでは、保護者がまず子どもと一緒にタブレットの使い方や、例えばA IドリルでしたらA Iドリルのやり方なども、保護者も理解していないといけないということではなかったでしょうか。

議長（杉浦和人君） 学校教育課主席参事。

学校教育課主席参事（林 耕平君） 宿題として提示する場合については、きちんと

家庭でできるように学校のほうで指導するものと考えております。ただ、保護者の方がどのようなソフトであるのかという不安に対しては、学校のほうからも周知していただくような取組をされるものだとは認識しておりますし、教育委員会としましても、学校の先生の説明であつたり保護者の方の説明であつたりという辺りを、ホームページが出ておりますので、そういう案内をさせていただき、それを通じて保護者の皆様への啓発資料として活用していただけるよう支援したいと考えております。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 分かりました。そうしたら、そのような感じで先生方が学校から保護者のほうにも子どもたちのほうにも指導をしていただけるということで少し安心いたしました。

最後に、教育長にお伺いいたします。

今回、G I G A スクール構想導入後の学習環境や今後の方向性についてお聞きしてきました。人口減少が進む中で子育て世代から選ばれるまちになるためには、教育環境の充実も重要な要素の1つであると考えています。

また、G I G A スクール構想が目指す、誰ひとり取り残さず、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育という理念を実現していくためには、単に I C T 機器を整備するだけではなく、日野町としてどのような教育を目指していくのかという視点も大切だと思っております。今後、日野町としてどのような子どもたちを育てていきたいとお考えでしょうか。そのためにどのような教育を目指していこうと考えているのか、お聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 学校教育の本当に大事な部分をご質問いただきまして、ありがとうございます。

今も主席参事のほうからも答弁しましたとおり、個別の学びをいかに高めていくのかというふうなことがとても重要であるというのがまず1点です。一人ひとりが学校で学んだことをいかに発展させていくのかというふうな学びを重要視していきたいというのが1点です。

もう1点は、今もありましたとおり協働的な学び、人と人とがつながり合いながら、いかに自分の学びを高めていけるのかというふうな協働的な学び、この2つは非常に重要な部分だというふうに思います。

ただ、その中で、G I G A スクールの構想があつて、I C T の本当に高い機器を学校のほうに導入させていただいて、活用をこれからもまだまだ発展させていかなければならないなというふうな思いがあるんですが、あくまでも I C T はツールでございます。自分の学び、さらには協働的な学びをいかに高めていくのかというツ

ールであるということをわきまえておく必要があるなど。

I C Tを使って、I C Tだけに頼ってその学びを高めていくというものではなくて、自分の学びを高めるための1つの道具としてのI C Tであるというふうなことを十分わきまえておく必要があるかなというふうなことを思うんですが、その中で、家庭学習の話もあったんですけど、ちょっとこれは昨日の答弁した中でもあったんですが、中学生が今、定期テスト前で、役場の別館1階を借りて学びをしているんですけど、大変たくさんの生徒が来ています。初日も三十数名、2日目も三十数名、昨日は図書館でその場を提供していただきました。

彼ら彼女らが何を求めているかということ、家庭で自分自身が学ぶときにどういう学びの仕方をすればいいのかという、学び方を彼ら彼女たちは求めているなというふうなところを、その姿を見ていて感じます。

どういうことを、例えばテスト前、例えば受験前にどういう勉強をすれば自分がまだまだ高まっていくのかというふうなことを、本当にこれからますます、自分自身がやっぱり自分の学びを高めていくためには、その学び方を、学び方を身につけていく必要があるかというふうなことを思いますので、そういったことも学校の中でも指導していく必要があるかなというふうなことを思いますし、I C Tの関係でA I ドリルの話も出ましたが、A I ドリルを使って、具体的に言うと、例えば学習参観のときにA I ドリルを使った学びを保護者の皆さんと一緒に見てもらうというふうなことも、これから具体的な実践として学校で取り入れてみたらどうかというふうなことを思います。

そうでないと、単にタブレットを家に持ち帰るというだけでは、どうしてもゲーム機なんかの機器として使ってしまうというようなこともありますし、安全面での配慮も必要かというようなこともありますので、本当にタイムリーなところで効果的にそれを持ち帰ったり学校で活用していくというふうなことを、これからも心がけていきたいというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 錦戸由佳君。

1 番（錦戸由佳君） 今、教育長のほうからお答えいただきました内容については私もそのように思っておりますので、保護者としてもそのことを十分に心に置いて子どもたちと接していけるようにしていきたいと考えておりますので、今後とも子どもたちのために学校教育のほう、よろしく願いしたいと思います。

人口減少が進む中で子育て世代から選ばれるまちになってほしいというのは、議員もそうですし町の皆さんもそうだと思っております。教育環境の充実も外せない要因の1つであるのは先ほどもお伝えいたしましたが、G I G Aスクール構想についても、単に国の施策として進めるだけではなくて、日野町の教育の魅力向上につなげていただきたいと思います。

また、G I G Aスクール構想が目指す、誰ひとり取り残さず、一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育の実現に向けて、子どもたち一人ひとりが持つ個性や可能性、よさを最大限に引き出せる教育につながることで、各学校に導入されたコミュニティ・スクールとG I G Aスクールをうまく活用し、町の教育を大きく進化させることを期待しまして、私の質問をこれで終わりたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時から再開いたします。

－休憩 10時43分－

－再開 11時00分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、13番、西澤正治君。

13番（西澤正治君） それでは、一般質問をさせていただきます。先ほどは錦戸さんのすばらしい発言で、私はちょっと聞きにくいと思いますが、どうかひとつよろしくお許しいただきたいと思います。

いつも農業問題をさせてもらっておりますが、今回はちょっと変わらしまして、建設行政と道路整備という、ちょっと小難しいことを皆さん方にちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回は道路整備についてお願いしたいと思います。当局、町の姿勢をお聞きしたいと思います。

申すまでもなく、日野町は国道307号線の整備によって、第1・第2工業団地をはじめ、株式会社ダイフクなど多くの企業進出が実現してまいりました。道路整備はまさに経済の血管とも言われる重要な事業でもあります。先人が将来を見据え、人が集まり、物が流れ、道路は財をなすとの言葉どおりでございます。今日の町の財政を大きく支える基盤となっていることは疑いありません。現有する道路環境を適切に整備し続けることは極めて重要な課題であります。

そこで、以下数点についてお尋ねしたいと思っております。

まず、1つ目でございます。名神名阪連絡道路整備促進日野町議員連盟の設立についてをお伺いしたいと思います。

このたび当町においても名神名阪連絡道路整備促進日野町議員連盟が設立されましたが、残念ながら全員参加ではありません。この設立を町としてどのように受け止め、どのように意義を見いだしておられるか、お伺いしたいと思います。

一本の道路はつながって道路であります。甲賀市は精力的に取り組んでおられる。東近江市との中間に位置する我が町が、その役割は本当に重要であります。その促進を図るため、住民の機運を高めるためにどのような取組をされようとしているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

2つ目に、国道・県道の維持管理と東近江土木事務所への対応についてをお伺いしたいと思います。

現在、町内には国道307号線・477号線、主要地方道2路線、県道9路線が整備されています。夏期には道路沿いの草木が繁茂し、交通の妨げとなることが懸念されます。その対応方針についてお伺いします。

また、質問に先立ち、私も道路パトロールを少し行いました。車道のわだちや欠損、舗装面の損傷が多数見受けられました。集落の多いところからは住民が要望されますが、集落と集落の間の、通称「なわて」と言いますが、なかなかなわての間は声が上がらない。特に、通勤車の多い中里山上線、泉日野線はその対応が求められています。東近江土木事務所へはどのような対応を求めているのか、お伺いしたいと思います。

3つ目でございます。主要地方道土山蒲生近江八幡線および県道西明寺安部居線の進捗と対応についてをお伺いしたいと思います。

土山蒲生線は私の地元でもございますので分かっておりますが、本年度より土山蒲生近江八幡線が工事着手となりました。甲賀地先の進捗状況がいま少し分かりませんので、お伺いしたいと思います。

また、西明寺安部居線の調査が実施されると聞いております。ついては、諸木橋付近の関係者に協力を求めることが本当に重要であります。大変あそこは重要な交差点となることでございます。その取組についてお伺いしたいと思います。

4つ目でございます。町道の整備工事についてでございます。

町の建設事業として、町道小御門十禅師線については、子どもたちの安全な通学道路として重要な施策であります。令和8年までの緊急歩道整備の時限事業でもあります。今後、国への要請、また、事業費の確保、用地取得についてでございます。

また、一方、西大路鎌掛線の整備についてはいろいろご協力いただき、今年度も道と橋梁の工事をしていただきます。しかし、国道477号線の取付地先の住宅地と、またその用地交渉の状況について、今後の事業の取組についてをお尋ねしたいと思います。少し話が進んでいないようにもお聞きしておりますので、その点もよろしくお願いたします。

5つ目でございます。国道307号線のバイパスの早期実現に向けた取組についてでございます。

先般、県関係者に対し国道307号バイパス現地踏査をお願いしたところでもございます。私も産業建設常任委員長として正副が参加させていただきました。

この国道は急カーブ、急勾配、冬期のスタックの発生時・朝夕の交通停滞と、以前から本当に問題が提起されております。安全通行のためにバイパス工事は有効な策だと考えております。

まず関係者への説明、用地の理解は必須でもあります。町としてどのような準備をされているのか。また、来年度のアクションプログラムの採択に向けて取組が大切と本当に思います。本年度は何かと大変なことでございます。その対策についてお伺いしたいと思います。

6つ目に、建設計画の体制強化についてでございます。

県との協議・要望、用地交渉、現場監理、住民対応など建設計画課の業務は多岐にわたり、年々拡大しております。現在の職員体制では非常に厳しい状況にあると考えております。本当に住民要望の多い課でもございます。

これまでの答弁を伺っておりますと、少ない人数で頑張っているという言葉が繰り返されております。この認識のままでは抜本的な体制強化にはつながらず、現場の負担は増すばかりであります。特に職員さんは本当に気張っておられるのに、大変でございます。

道路整備をはじめとする建設行政は本町にとって極めて重要な時期を迎えております。この時期に適切な体制を整えなければ、将来にわたり大きな遅れや負担を残すことになりかねません。建設課の業務量と重要性を踏まえ、積極的な体制強化を図るべきであると考えております。職員や専門員の確保など抜本的な改善策について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、西澤正治君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 道路整備についてご質問を頂きました。

1点目の名神名阪連絡道路整備促進日野町議員連盟の設立については、令和5年4月1日に全線が重要物流道路の指定がされて以来大きな進展がない状況の中で、当町において議員連盟を立ち上げていただくことは、地域全体の機運を高め、早期実現に向けた熱意を国や県に伝えられるものと受け止めており、早期実現に向けて取り組む事務者や期成同盟会、実現する会等の後押しになるものと考えております。

2点目の、国道・県道の維持管理と東近江土木事務所への対応については、町からの報告に対して速やかな対応を求めています。

3点目の、主要地方道土山蒲生近江八幡線および県道西明寺安部居線の町の対応策については、主要地方道土山蒲生近江八幡線では用地買収業務を町が委託を受け、早期工事着手となるよう取り組んでおります。また、県道西明寺安部居線では、県や期成同盟会とともに、事業がスムーズに進むよう地元調整を行っています。

4点目の、町道小御門十禅師線および町道西大路鎌掛線の現状と今後の対応についてですが、町道小御門十禅師線では、今年度、必佐小学校より内池地区側に向かって歩道の新設工事を延長する予定です。今後の対応については、引き続き内池地区側の用地および補償契約業務を進め、早期の工事完了を目指します。

町道西大路鎌掛線では、今年度より道路改良工事と橋梁新設工事の２本立てで工事を進める予定です。今後の対応については、引き続き高額な事業費が必要となることから、予算の確保に努め、継続して道路整備と橋梁整備ができるよう取組を進めます。

５点目の、国道307号バイパスの早期実現に向けた今後の取組については、来年度に滋賀県道路整備アクションプログラムが更新される予定であることから、滋賀県と事前に協議を進め、アクションプログラムに採択されるよう取組を進めます。

６点目の、建設計画課の体制強化については、４月より新規採用された技師を２名配属し、工事を集中して建設計画課が対応することで専門性を強化するよう取り組んでいるところです。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） 町長のさらっとした答弁、ありがとうございます。これからちょっと課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

昨日の後藤議員の質問では、おおむね理解を私もさせていただきました。細かく後藤議員が質問されましたので、おおむね理解をしたところでもございます。

しかしながら、名神名阪連絡道路促進日野町議員連盟に日野町の議員が２名が参加されていないということで、本当に残念なことだと、このように思っております。先日も渡辺先生の勉強でもさせていただきましたが、議員間の討議がさらに必要ではなかったのかなと、このように思います。反対者にも対して、メリットやデメリットをお聞きし、全会一致で運動を進めなければならないと、このように思っておるところでもございます。住民さんも巻き込んで、早期の整備機運を高めるよう取組を今後進めていかなければならないと、このようにも思います。町の考えを再度お聞きしたいと思います。

２点目です。新しい、特に県道中里山上日野線は雑木や竹、舗装の傷みも本当にひどく、早急な対応が必要となってきました。雨後のタケノコといいますか、雨が降れば本当にこれからタケノコがよきによきと出てきて、道路通行の支障にもなります。私のところでもタケノコがよく道から出てくる。見れば、地元ですのでちょん切っているというような状態でもございます。ひとつこの対応をよろしくお願いしたいと、このように思います。

３点目でございます。主要地方道土山蒲生近江八幡線の甲賀市側の件ですが、頓宮ダムの周辺の道路のことがなかなか意思疎通ができてなくて分かりません。橋になるのか、また、頓宮ダムが橋で迂回されるのか、また、道路の埋立てになるのか、甲蒲土地改良区との話もどのように話がつけられたのか、これも分かればお伺いしたいと、このように思います。

また、４点目でございます。町道小御門十禅師線は時限付事業でもあり、今後の

交付金などの状況をお伺いしたいなと、このように思います。西大路鎌掛線の国道477号線の取付地先の住宅地の交渉はどのようになっているのか。難航していれば地元の議員さんにもお力をお借りして、交渉がスムーズになるようにできないものかお伺いしたいなと、このように思います。

また、5点目でございます。名神名阪連絡道路は長期にわたる事業でもこれあると思います。国道307号線のバイパス計画に伴う町取組、来年度の滋賀県道路整備アクションプログラムに向けた対策、少なくとも事業が採択され、5年以内の事業着手にでも持っていけるようお願いしたいものでもございます。私も産業建設常任委員会の委員長として汗をかい、皆さんと一緒に努力したいなと、このようにも思っております。

また、6点目でございますが、建設計画課には本当にご苦労をかけておるわけでございます。いろいろな事業が山積しております。今年度は町道西大路鎌掛線橋梁と道路整備もございます。また、内池線の歩道事業、道もございます。また、307号線のバイパスの事業もございます。

本当に多くの人手、また、頭を借らなければ、これ事業が進めていけないのではないかと、このように思います。ぜひとも建設計画課のすばらしい頭をお借りし、また、人員体制も本当に強化していかなければ、これは事業はそう簡単には進んでいないのではないかと、このように思います。町長のお考えを再度お伺いしたいなと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 西澤議員より再質問を頂きました。私のほうから5点、回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず1点目の、名神名阪連絡道路の早期整備に向けた住民の機運を高める町取組というところでございます。具体的な取組としては、今年度で日野町においても日野町版ののぼり旗等を作成できればというふうに考えております。また、議員連盟を立ち上げていただいたということで、共に活動のほうを進めていけたらというふうに考えております。

2点目の、県道中里山上日野線の対応というようなところでございます。議員のほうでタケノコも切っていただいているということで、大変ありがたいなと思っております。

県道中里山上日野線につきましては、年々舗装の傷みがひどくなっていることや、のり面から竹が生えている状況、また、道路側溝の詰まりが発生しているような状況も町のほうでは確認しております。5月末からちょっと雨が続いたことによってさらに舗装が傷んでいるというような状況も確認しておりまして、現地の状況を担当のほうで写真で写して、県のほうに早急な対応を要望しているところでござい

す。

3点目の、土山蒲生近江八幡線の甲賀市側の状況、特に頓宮ダムの辺りの計画はどうやということ聞いていただきました。まだ頓宮池のところの工法的な具体的なところは決まっておらんところですが、県に確認している状況では現道拡幅を基本として、一部はバイパス化する計画で検討を進めているということで報告を受けておりますので、そのような状況であるというところでございます。

4点目の、町道小御門十禅師線の交付金の状況、今年度で事業が終わるというようなことを聞いておりますので、今、県のほうと協議を進めております。できるだけ引き続き交付金が配付いただけるよう、今、県と協議を進めるとともに要望のほうをしているような状況でございます。

次に、町道西大路鎌掛線の西大路側の用地交渉の状況というところでございます。毎年お話を続けさせていただいておる状況でございまして、今年度も引き続き協力をお願いするような形で協議を進めていく予定をしております。

5点目の、307号のバイパスの実施に向けてというところで、具体的な町の取組というところでございます。町でできることということの中で、土地所有者のほうを事前に調べさせていただいて情報提供を県のほうに既に行っているところでございます。また、来年度はアクションプログラムが更新ということになりますので、アクションプログラムの更新の事前協議が今年度から行われるような形になりますので、今年度から県と調整のほうを進めていくというようなことで予定しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 体制強化ということでありまして、先ほど答弁させていただきましたとおり、本年度から新たに2名の技師を採用させていただきました。

それに加えて、やはり技術の継承という意味では退職したベテラン職員にもお声をかけて、今、しっかりと引継ぎといいますか、その技術を継承してもらうように、それを一定、建設計画課に人を集めて、そういう受渡しができるような体制を今年度からやってまいっているところでございます。

今後こういった部分、非常に大事で、常に人事とか体制の議題に毎年上がっているのがこの技師の確保でございますので、そういったことも含めて引き続きこれ強化できるように取り組んでまいります。

議長（杉浦和人君） 西澤正治君。

13番（西澤正治君） よい答弁を頂きました、本当に。

まず、1点目ののぼり旗、いろいろ名神名阪連絡道路の普及でございますが、やはり住民さんにも大きく声をかけていただいて、日野町民が一斉に全員が協力していくということで、ひとつ町民、住民に普及できるよう、ひとつお願いしたいと、

このように思っております。

それから、2点目でございます。本当に早急な対応ということでございましたが、現地を職員さんが確認していただいて、やはり早急な対応をしていただきたいなど、このように思います。やはり八日市土木のほうもなかなか、たまに所長に出会うと、「なかなか手が回らんのや」と。なかなかお金も回らんの、なかなか業者の方にも対応してもらえないということも話も聞いてもおります。しかしながら、やはり要請は要請として県のほうへしていただきたいなど、こういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

3点目の土山蒲生近江八幡線ですが、8月にも甲賀市のほうで総会を開催させていただきます。そのときにもまた詳しく向こうで説明があろうかと思いますが、町長も来賓として来ていただけるので、ひとつまたお話をしていただきたいなど、このように思います。どうかよろしくお願いいたします。

また、町道小御門十禅師線は本当に時限付の補助でございます。やはり県のほうへしつこく厳しく言うていただいて、早く内池までの開通を願いたいなど、こういうふうに思っております。なかなかそこにも用地買収にちょっと難しいことも聞いております。やはり地元の議員さんを、これもお手伝いいただきながら、話がスムーズに進めていけるよう、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

要望ばかりでございますが、ひとつ今後とも、道路の発展は町の発展にもつながります。どうかひとつ税收のためにも企業誘致のためにも、やはり新しいすばらしい道路ができるようお願いして、要望としてお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、日野中学校卒業生の同窓会に町から補助金をということで質問をさせていただきます。

町の少子化対策については、私は議会の席でたびたび質問をしてきました。今回この一般質問は、令和6年3月議会のときにも申し上げましたが、前回は内容的には深掘りせずに質問していたためか、そのときの答弁にありますように、補助金制度の創設については今後研究していくとの答弁でしたので、その後どうなったかをお尋ねする次第です。

それは、日野中学校の卒業生の同窓会に対して条件付で町から補助金を出してはどうかという提案でございます。なぜこのような補助金を出す必要があるのかということですが、結論から先に言えば、少子化対策に有効な手段の1つと考えるからであります。

なぜこれが少子化対策に有効かといいますと、日野町の若者の婚姻率を上昇させると考えるからです。若い男女の結婚の機会は、職場とかあるいはサークル活動を

通じていろいろなところに道が開けているわけですが、中には生涯独身を通す人もおられますけども、多くの若者はいずれ結婚して家庭を築きたいと考えているというふうに思います。

しかし、そのためには、結婚適齢期と言われる時期に男女の出会いの場がどれくらいあるのかというのも1つの大きな指標であるわけです。20歳代から30歳代にかけてそうした出会いの場はやはり必要なわけです。

その1つのチャンスが同窓会であると思います。私の知り合いの同級生で、同窓会を機縁として結婚された人が1組おられるんですけども、そういう人を知っているんですけども、そのためには、中学校を卒業して「はい、さようなら」ではなくて、やはり年に一度あるいは数年に一度でもいいと思いますけども、同窓会を開いて顔を合わせることは非常に大事な機会だというふうに思いますし、また、心が和むものでもあるわけです。

社会人になってしまうと再会するのには緊張する人もおられるかもしれませんが、そうした場こそ心を開いて、過去の思い出とか現在の近況について話が弾むのではないかと思います。こうした時間こそ独身の男女にとって出会いの大切な機会であり、相手に対して思わぬ発見もあるものです。

そして、それがご縁となって、将来を共にするきっかけともなります。また、これ以外にも、その人の友人を紹介してもらう機会ともな我想います。よって、そうした同窓会に対して町から条件付で補助金を出すのも、少子化対策に有効な手段ではないかと考えます。

その条件として、私は次の5点を挙げたいと思います。

まず1点目は、日野中学校の卒業生の同窓会であること。

2点目は、補助金は1人当たり2,000円から3,000円までとして、1回当たりの補助金の上限は10万円以内とすること。

同窓会の会場は日野町内の料理店等とすること。

そして4点目が、この補助金は1年に1回までとし、また、中学校卒業後、35歳までとすると。

その他詳細については、例えば同窓会補助金要綱なるものをつくって、それに基づいて補助するのもいいかと思います。

なお、参考までに資料をつけているんですけども、全国では14市町村の自治体でこの補助金が出されていますので、詳細は別添の資料に示すとおりであります。

この資料の中では、お隣の甲賀市さんがこれを実施されていますけども、甲賀市さんも50万円ほどの予算を見ておられるとお聞きしていますけども、年々申請は減ってきているとは聞いていますけども、この事業に取り組んでおられるということでございます。

町の考えをお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 9番、高橋源三郎君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 若い世代が集まる同窓会に対する補助金制度についてご質問を頂きました。

全国の幾つかの自治体では、若者の同窓会開催を支援し、Uターンや移住、男女の出会いを促す取組が行われております。こうした同窓会を通じて地域への関心や愛着を深め、定住や少子化対策につなげることは参考にすべきとして注視しているところです。

ご提案いただきました補助制度の創設ですが、新たな制度を始めるには若い世代の声やニーズをしっかりと調べ、効果や具体的な仕組みを慎重に検討する必要があります。また、ただいま高橋議員から事例なども出していただきましたけれども、調べさせていただきますと、過去に導入した自治体さんの中でも取りやめる事例も確認もされておまして、結婚促進を目的とした場合のこういった有効性についてもしっかりと分析をしていく必要があると考えております。

いずれにしても少子化対策は非常に大事でございますので、引き続き予算を有効に活用して、町に合った形で実現するために、議員からのご提案や、また、全国の事例を参考にしながら、最適な対応を引き続いて検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ただいまの答弁では、若い世代の声やニーズをしっかりと調べから検討すべきとの答弁を頂きました。

確かにそのとおりであるかなというふうに私も思うところでございますけども、一方、少子化問題は国レベルでも市町レベルでも今日待ったなしの状況になってきています。合計特殊出生率というのもあるんですけども、今の人口を維持しようとすると、日野町の場合2.07でなければならないと聞いていますけども、国も県も2.0の65パーセントに当たる1.30前後の合計特殊出生率で止まっているのが現状でございます。

恐らく日野町の合計特殊出生率も国や県レベルと同じ程度か、あるいはそれより低いのではないかと思うんですけども、それゆえ少子化対策に関しては、今後ありとあらゆる手を尽くしてこの問題の解決を図っていかなければならないと私は思うわけでございます。

先日もある総会があったんですけども、来賓として町長さんが出席されまして、その挨拶の中で、日野町の人口は2万人ぎりぎりのところまで来ているということで、もうこの2万人を切るのも時間の問題だという意味のことを話されたのを私も

聞いたわけでございますけども、この話を聞いた後、私、家へ帰りまして、広報ひのの5月号とか、あるいは6月号を見ていたんですけども、これ広報の裏表紙に「人の動き」というのがあるんです。この「人の動き」のところに総人口と、そして世帯数と人口の増減ということで転入・転出、出生・死亡が載っているんですけども、毎回ここをちょっと見ているんですけど、6月号では5月1日現在総人口はちょっと増えたように書いていますが、やはり出生数は少なく死亡人口が非常に多いということと、その前の5月号でも4月1日現在で総人口が40人減ったと書いているのと、世帯数は31世帯増えたと書いています。

そして、転入が114人、転出が145人で30人余り減っているのと、出生数が5人で死亡者数が18人と載っています。これなんかですと、死亡者数が出生の3倍以上あるということがこの町の広報で分かるんですけども、いつもこれ見ているんですけど、これだけ日野町の人口がもう2万人切るのが時間の問題となってきたということで、私も2万人切ったら大変だなというふうに思っているわけなんですけども、それで2万人を切らないように考えないといけないなと思うわけでございます。

以前にも私、一般質問で婚活問題について取り上げたわけですけども、今回は婚活問題でよく似てはいるんですけども、出生数を増やすということで考えた結果、やはりまず若い男女の出会いの場を増やすことが大事だという結論に至ったわけです。その結果、若い人たちの同窓会を支援するために補助金を出して町が応援してはどうかという考えに至ったわけでございます。

しかし、今頂いた答弁では、効果や取組を慎重に検討する必要があるということでもございましたので、私もこの答弁を受けて、今後さらにいろいろな角度から少子化対策の問題について考えていかなければならないなというふうに思いました。

それで今回の質問も、少子化対策の同窓会を開くことによって、また、同窓会を進めるために補助金を出すと言うたら、もうちょっと回数をたくさん皆さん同窓会開いてくださるんじゃないかなと、若い人たちが、そのように思いましたので今回このような質問をさせていただいた次第でございます。

1点目の質問は以上で終わらせていただきます。再質問はいたしません。

次、2点目につきまして質問をさせていただきます。2問目は、路肩に繁茂する雑草除去の管理責任者は誰かということで質問をさせていただきます。

日野町内には様々な道路が走っており、そして、ほとんどの道路がアスファルト舗装で整備されています。道路の種類としては大きく分けて、2本の国道をはじめ、県道、町道、農道、林道などがあります。

農道は基本的には各集落において管理されていますけども、その管理の現状は様々でございます。私の集落の蓮花寺区でも年に2回、6月と11月に村総出の草刈りがあって、農道とかため池の堤防等の除草作業もしているところです。ほかにも、

10組あるんですけど、各組から2名の出席要請が何度かありますけども、このときも農道の路肩の草刈りをするところになっていますところでございます。

もしこれらの手間を省こうとして、例えば防草シートを張ったりコンクリートを流して固めたりすれば、その経費は膨大なものとなりますので、村にとっては大きな負担となるために、やはり村人が出席して草刈り機で草を刈るのが一番安価な方法ではないかというふうに思っています。

ところが、町内の道路では、所によっては路肩の草が伸び放題になっているところも見受けられるわけです。車で走っていると、「あ、ここ全然刈ってないな」というところがよくあるんですけども、そうしたところは往々にして官有地であることがあります。しかし、現実はその路肩に隣接する土地の、例えば宅地であるとか雑種地であるとか田畑、山林等、その所有者または管理者が定期的に草を刈っておられるのが実情だというふうに私は思います。

しかし、道路と田や畑との間に水路とか排水路等がある場合は、その水路までは耕作者が草を刈られていますけども、路肩までは刈られていない場合がよくあります。なぜかという、路肩までは自分の管理地だとは思っていないからなんですけども。

そこで質問なんですけども、道路の路肩の雑草除去の責任は誰にあるのかということですが、最終的には私は道路管理者にあるのではないかと思います。しかし、以前の答弁では、役場においても年に1回除草作業をしているけども、もうこの年に1回の除草作業が精いっぱいだということを建設計画課長から聞いていますので、私は自治会とかシルバー人材センターとか、あるいは個人も含めて委託契約をして管理を委託すればどうかと考えますが、町の考え方がありましたらお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 道路路肩の雑草除去の責任についてご質問を頂きました。

雑草除去の責任については、道路管理者が管理するものとなっております。町としては、町道の主要な幹線道路についてシルバー人材センターや土木業者に委託し、路肩の除草を行っています。

自治会への委託や個人への委託については現時点での計画はありませんが、県では道路愛護活動事業の取組を実施されています。県が管理する道路の植栽管理や路肩除草をされる地域で組織された団体に対して委託金を支払うものでございます。今後、町でも同じような取組ができないか、研究をしてみたいと思います。

長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） ただいまの答弁では、町道の主要な幹線道路については、町のシルバー人材センターとか、あるいは土木業者に委託しているとの答弁を頂きま

した。よって、自治会や個人には委託していないということでございました。

しかし、県が管理されている道路については、地域で組織された団体、例えば自治会とか、あるいはその自治会の下部組織である農業組合とか、あるいは農村保全委員会とか、そういったところにもう草刈りを委託されているのかなというふうに理解するところでございます。

私はこの除草作業というのは毎年必要があつて、これも必須作業である、毎年しなければならない作業であるということは間違いなことだというふうに思っています。それで、以前にもこの問題は一般質問で尋ねたことがあるんですけども、役場の正面玄関の前の道路、東桜谷のほうへ向かう歩道付きの道路、これは県道508号ですか、先ほども出てきました中里山上日野線、この道路についてですが、この道路の両側が、先日、車で測ってみたら450メートルぐらいあるんですけども、両側とも葛の葉で覆われていて、歩道を半分ぐらい占領しているわけなんです。この状況は、自転車で通学されている中学・高校生もいるわけなんですけども、その通学に影響が出ているのではないかというふうに思うところです。

昨年の場合ですと、7月頃になってやっと業者が生い茂った葛の葉の除草作業されているのを私見たことがあるんですけども、7月ではちょっと遅いなとそのとき思っていたんですけども、この道路は県が管理されているんですけども、業者がこの葛の葉を刈って処分された後、またすぐに葛の葉が生い茂ってきているのが実情でございます。

抜本的な対策を考えないと、年がら年中葛の葉が生い茂った状態になっていて、例えばよそからの来訪者などから見たら、役場前の周辺の道路なのに、なぜ草を刈らないのだろうかと思われるかもしれないと思うわけです。

それでここに対しては、例えば除草剤をまいて葛の葉の根っこを全て枯らすという方法もあるんですけども、それが無理なら、例えば東近江市の旧の蒲生町の綺田地先、ここの県道、これ石原八日市線というんですけども、この道路を見ますと、路肩は田んぼの入り口を除いて全て防草シートが張られています。それで、この役場の前から東桜谷へ向かう、ちょうど距離的には450メートルほどあるんですけども、その区間を防草シートで覆えないものかなというふうに思うんですけども。

町長さんもこれ毎朝出勤するときにこの道を通っておられると思うんですけども、だから現状はよくご存じかと思えますけども、この450メートルほどの距離の雑草、雑草といってもほとんどが葛の葉で覆われているんですけども、これを生やさない方法を考えないといけないと思うんですが、担当課の考えをお尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 高橋議員より再質問いただきました。県道中里山上日野線のつる草の状況ということでございます。

状況につきましては建設計画課のほうでも把握しておりまして、年1回、7月頃から県さんの作業の工程によって入られる時期は毎年変わるんですが、7月中には作業が終わっているかなというところですが、年1回の作業ですので、年々またそのつる草の生える状況も、町内どこでもですけど、ひどくなっている状況があるので、年1回ではなかなか追いついていないという状況があるのかなというふうなところはうちのほうも考えるところです。

この生えない対応というところの中で、一定、除草剤をまいてはどうかというようなことを提案を頂いたかなと思うんですが、やはり除草剤は周辺の影響も考えられますので、どういうことが影響が出るか分かりませんので、なかなか除草剤の対応は難しいのかなというふうに考えております。

防草シートの設置というところにつきましては、以前に比べて県道に防草シートを張られるところも増えてきたのかなというふうには考えております。しかしながら、今すぐそこが張るのがいいのかどうかというようなところは現場の条件によって変わってくるかなというふうに思いますので、まずは県に適正な管理を要望させていただくとともに、そういう状況が続いておりますので、そういう状況を県も把握はしていただいておりますので、そういう抜本的な対策というところの中で、防草シート等設置も併せて検討していただくように要望していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） 建設計画課でも十分、現場のほうは考えてくださっているということをお聞きしました。

ここ県道ですので、県の方はこの状況を知っておられるのかどうか分かりませんが、毎年、私ちょっと昨日測ったんですが、450メートルあったんですけど、往復すると、往復といいますか、この道路の東側と西側ののり面、路肩を全部草刈るとすると約900メートルあるんですけども、この900メートルを県が本当は管理しないといけないのが、やはり年に1回しか管理されていないと。あとの1年中、葛の葉が生い茂った状況で、私はちょっと景観的にはあまりよい状況ではないなと思っていますので、ぜひとも県のほうに言っていていただいて、現場を見ていただいて、もう少し何とかならないかということを県のほうへ申してほしいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は13時30分から再開いたします。

－休憩 1 1 時 5 0 分－

－再開 1 3 時 3 0 分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

空調の関係で、上着を外される方があっても結構かと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、私、野矢から一般質問をさせていただきます。内容としましては「人権と福祉のまちづくり」政策の進め方ということで、通告どおり進めていきたいと思います。

令和8年5月19日に西大路地区人権と福祉のまちづくり協議会というものの設立総会が行われました。これは西大路地区人権啓発推進協議会と西大路地区社会福祉協議会が発展的に統合したものであります。

西大路地区ではかねてより、西大路地区人権啓発推進協議会、通称Jと呼んでおります。また、西大路地区安全なまちづくり協議会（A）と西大路地区社会福祉協議会（F）で、西大路地区では通称JAFの会として、目的や内容が重複しないよう情報共有をしながら、必要に応じて事業を共催し、また、必要なときは別々に行うなどしてきました。

結果、人権と福祉は共通の理念であることを確認し、1つの会議体で事業を行うほうがより効果的であるという考え方にまとまり、統合された流れであります。また、安全なまちづくり協議会については統合しないという選択を取られ、この会議体が統合ありきで会議が進められたわけではないことも重要なポイントかと思えます。

この西大路地区人権と福祉のまちづくり協議会の内容につきましては、経緯とかなにつきましては、添付の資料に実際の総会で使われた資料を載せております。これは会議の会長等に許可を得て転載しているものであります。

ここの中には、「人権とは」というところの西大路地区の考え方として、人権も福祉も両方大事、でも、人権だけではご近所の方やいろんなことが困り事が分からない部分もあったりして、人権だけでは解決できないことがあるんじゃないか、また、福祉の役割としては、高齢者や障害のある従前のケースな福祉というものだけではなく、いわゆる子育てや生活、また家族、また独り暮らし、そのような日常の中にも困り事があり、必要な支えにつなげていくことが重要じゃないかという考え方の下、人権と福祉を大切にした地域づくりをしていこうというような考えがまとまったということも流れの中で書いてあります。こちらのほうも見ていただきながら、今日の話に入っていければと思っております。

では実際に、今回は人権と福祉のまちづくりの、町側の、行政側の政策の進め方について一問一答で質問を行います。

今回は通告どおり質問をしていくんですが、そこでは現状の把握をしていきつつ、その後にもた提案を恐らくさせていただくだろうと思いますので、そのときにはまた副町長ですとか町長にもちよつと見解をお聞きしたいなと思っております。

では、通告どおり、まず1つ目ですが、町長公約である自治会改革や役の整理の視点から、今回の西大路地区の取組をどのように見ているか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 7番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 「人権と福祉のまちづくり」政策についてご質問いただきました。

今回の統合は、住民主体で持続可能な地域づくりを進めた意義深い取組と認識しております。統合が全ての解決策ではなく、西大路地区安全なまちづくり協議会は統合を選ばなかったように、役の在り方の見直しは役の本質的な目的を再確認し、持続可能な体制を進めることが大切であると考えております。

この取組を参考事例として紹介しつつ、地域の主体性を尊重し、町民の皆様とともに持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） この取組を参考事例にしつつという形で答弁を頂きました。

この西大路の事例というのは私も、今回、町長が公約でおっしゃっている自治会改革や役の整理そのものというか、それが全てではないですけれども、こういうことやわねというようなことじゃないかなというふうに思っておりますので、モデルケースとして、何でしょう、この事例を活用いただけるとよりよいんじゃないかなと思っております。

町長にもう1点確認させていただきたいんですが、町長が掲げる自治会改革や役の整理を進める上では、このような目的と役割のようなものをしっかりと確認して、いわゆる統合ありきではなくて、統合できるものや残すべきものを、そういった視点をちゃんと持って整理するというような認識でよいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） はい、その認識で間違いございません。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 目的と役割の確認は大切であるというようなことを確認させていただきました。

では、その次の質問なんですが、この西大路地区の西大路地区人権と福祉の協議会が統合に至るまでの経過に町はどのように関わっていたのかを教えてくださいなんですが、ここで、企画振興課、生涯学習課、福祉保健課が主に担当として関わっていただいたと思いますので、それぞれの実際の立ち位置を教えてください

いんですが、1点だけ追加で、伴走支援という形を取れたかどうかというのも追加で教えていただければと思います。

一応、言葉の整理として、伴走支援というのは、対象者に一方的な提案や指導を行うのではなく、パートナーとして同じ目線に立って寄り添いつつ、解決策を共に考え継続的にサポートしていく。一緒に走っていくということですね。そのような付き合い方が行われたのかどうか併せて教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） お答えします。

企画振興課では、持続可能な住民自治に向けた役や組織の在り方について、関係団体と合同会議に参加し、情報提供や意見交換を行うなど側面的な支援を行いましたので、我々、伴走支援を取れたのかなと考えております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（齒黒香織君） 生涯学習課では、西大路地区で組織の在り方を見直し、合理化と連携を強化されるにあたり、人権啓発の分野で町の方針との整合や補助金の申請団体としての要件の確認についてご相談を頂いていました。人権と福祉どちらの役割も持たせていかれるということでしたので、補助金も継続して受けていただけの団体ということで判断し、西大路地区の活動を支援させていただくというふうに判断させていただきました。

伴走支援かどうかという点は、以前から人権の学習会の持ち方やそこに福祉の観点を入れてもいいかどうかというところからご相談していただいていたのを、一緒に考えたという点で、伴走支援もさせていただいていたかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 福祉保健課では例年、西大路地区社会福祉協議会の総会に出席させていただいておりまして、例えば令和6年度の総会では、社会福祉協議会と一緒に、「地域共生の視点から考えるまちづくり」ということで、お互いさまの関係についてお話をさせていただきました。

伴走支援についてですが、統合についての直接的な伴走支援はできていないかなとは思いますが、その考え方に至るまでのいろんな西大路地区で研修されているようなところには参加させてもらったりしていましたので、間接的に関わってきたかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それぞれの関わり方が、結構ばらばらというか別々の担当としての関わり方をしていただいたのかなというふうな答弁だったかなというふうに思います。

伴走支援としては行えたというようなお答えもあったり、特にそれを行ったと言

えるか言えないかというのは難しいかなというところもあったりだったかもしれないんですが、以前からお付き合いがあって、相談があったら相談には乗っていたというようなことですね。

僕が外から見ていた感じでは、しっかりこの辺を伴走していたのかというのはちょっと微妙なふうに見えてはいたんですけど、当局としても伴走していましたという答えなので、そうなのかというようなところですね。ここはこれで一旦いいかと思えます。

では、次に、実際、この人権と福祉が西大路地区では一緒にやっていく、一緒にというか一体としてやっていくという結論になりました。そこで、じゃ、この人権と福祉の関係性みたいなものについて当局側にお聞きします。これが次の質問と、またその次の質問なんですが、まず企画振興課にお聞きします。

企画振興課では人権の推進について指針を出されています。令和5年3月に改訂された日野町人権学習推進指針というものを出版されています。ちなみにそれを実施しているのは主に生涯学習課かなとは思いますが、企画がそのようにつくられていると。

そこにはどんなふうに表示で書かれているかというと、「一人ひとりが大切にされ 充実した生き方のできる「人権と福祉のまちづくり」を目指して」と書かれています。つまり、「おお、人権と福祉って書いてあるやん」と思いますが、企画振興課として、人権と福祉のまちづくりとはどのようなことを指しているのか教えてください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） お答えします。人権と福祉のまちづくりとは、誰もが大切にされ、充実した暮らしが送れる地域社会を目指すものであり、生活上の困り事を早期に把握し、住民同士で支え合い、必要な場合は行政や専門職と連携して解決していく仕組みでございます。住民の皆さんと協力しながら、誰もが平等に扱われ、お互いの尊厳を大切にできる地域社会を目指しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） この内容、今聞いた内容というのは、むちゃくちゃ地域共生や重層的支援体制で出てくる文言だなというふうに思っています。私、福祉の例えばケース会議のようなところには参加はしていないんですが、地域共生の社会づくりというか、のワークショップとかもさせていただいていますので、そのときにはこれを語っているような感じなんです。なので、もろにこの辺は、何でしょう、関わってくるものなんだなと思っています。

ちなみに、余談になるかもしれませんが、「人権と福祉のまちづくりを目指して」とうたっているのは、間違っていたら教えていただきたいんですが、この日

野町人権学習推進指針が初めてできた平成22年から既に16年間、「人権と福祉のまちづくりを目指して」とうたっているというふうな認識をしております。間違っていないければ、16年こういうふうに着ているということ、これが企画サイドの考え方です。

次に、では、福祉保健課のほうにお聞きしたいんですが、地域共生社会の実現や重層的支援体制にとって、人権と福祉はどのような関係にあるか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 地域共生社会というのは、支え手と受け手を固定せずに、そういった関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会のことであることから、人権と福祉そのものであると考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） 地域共生は人権と福祉そのものであるというようなところで、双方から人権と福祉であるみたいなのが、文字が出てきたかなというふうに思います。単純に、言い方は違いますが同じことを言っているんじゃないかというふうに私は思います。

ここで1点さらに確認するとすれば、人権と福祉は重なり合っているもので切り離せない政策というか、人権と福祉はそもそも一体的に考える必要があるものじゃないかというものに対して、できれば「はい」で答えていただきたいんですが、「はい」か「いいえ」で企画振興課と福祉保健課に答えていただきたいです。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） お答えします。そのとおりかなと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） そのとおりだと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） 人権と福祉は一体的に考えるものであるというようなことの確認を取れたかなというふうに思います。

では、さらに現状の確認をさせて下さい。現状、人権施策と、いわゆるこの福祉、地域共生施策の連携体制はどのようなになっているのか、各担当課、お答えをお願いします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 連携体制ですけども、人権を大切にする取組といいますのは全ての人が幸せに暮らす権利を守るためのものでございます。そして、健康で安心した生活を送るための福祉の取組とは深く関わっているものでございます。

企画振興課では、人権啓発を担う生涯学習課や健康や福祉を支える福祉保健課と協力しまして、人権と福祉のまちづくりを目指し、活動しております。これからも、住民の皆様が気持ちよく安心して暮らせる地域をつくるために、関係する課と力を合わせて進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鹵黒香織君） 生涯学習課では人権教育を推進するために人権啓発推進員という制度を設置しています。推進員の職務を適正かつ円滑に遂行できるように毎月定例会を開催しているんですが、ここでは企画振興課と生涯学習課で連携して会を運営させていただいています。また、人権の学習会や研修会では、企画振興課や、最近では国際親善協会と連携して実施しております。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 主管課長で役場の中で構成している政策連携会議というのがあるんですが、そこで重層的支援体制の理念とか目的を共有させていただいています。その中で、連携の具体例としては、公民館の館長・主事会というところに重層的支援体制についての説明の場を設定させていただいて、公民館主事さんの中から、地域コーディネーター連絡会議というのを設けているんですけども、そこに構成員として推薦いただいたところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 答弁いただいた内容としましては、大きくは、理念はあらかじめ共有しているというような状況かなと思ひまして、かつ、お答えとしては、それぞれの施策で連携している場所があるかなというような、単独でそれぞれが動いているわけではないというようなことは理解しました。

ここで、さらに突っ込んでお聞きしたいんですが、企画振興課と生涯学習課が連携しているというのは、そりゃそうだよねというところだと思います。人権学習推進指針を企画がつくっていて、その学習の機会を生涯学習課が行うものですから、それは連携しないとおかしいよね、同じ理念を共有しているよねということは理解するんですが、福祉保健課は庁内の連絡会議やコーディネーター連絡会にほかの生涯学習課からも人を来てもらっているというようなことなんですけれども、実際の現場の共有状態をお聞きしたいと思います。

実際には、生涯学習課と福祉保健課は人権と福祉のまちづくり政策について、それぞれ別々に会議を行い、別々に研修やイベントを行い、それらを事前に共有して調整するというようなことはできていないというのが実態ではないかというふうに思っておりますが、いかがですか。企画振興課と福祉保健課にお答え、生涯学習課にしようかな。どっちでもいいです。実態を教えてください。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鹵黒香織君） 町の人権と福祉が連携しているかということでご質問いただいたんですが、町の人推協と町の社協の連携や合同開催が、実際のところは現在のところはしていません。設立の背景にそれぞれ確固としたものがありますし、町の単位ではそれぞれの趣旨を踏まえて取組をしているのが実情です。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 今、生涯学習課長が答えたように、社協の分野の研修会と人推協の関係の研修会などの企画については、連携ができてはいないと思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） では、事実だけ並べていきますと、一体的な政策ではあるが、行政側の運用の現場では別々に運用が行われているということで、さらにこれについて先ほどまでの話と統合して聞きたいんですが、ということは、住民側が一体に行おうと統合をして進めていこうとしても、役や動員など行政からの依頼は減らない、そのままの状態であるということで認識は合っていますか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鹵黒香織君） そのとおりだと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 減るか減らないか。今のままであると、減らないかなと思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） 事実確認ができました。ちょっとこの言い方が正しいか分からないんですが、住民からしますと行政都合で住民負担が減らないというような捉え方にもなり得るかなということで、そんなことないよとか、そんな言い方はきついと思うかもしれないですけども、つまり住民側はいろいろと工夫をして進めていってはいるが、行政から投げられてくるものは変わらないという現実を確認しました。

では、さらに進めていきたいと思います。では、自治会改革や役の整理を支援する施策の現状と今後について企画振興課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） これまで、自治会の活動を応援するために、アンケートや話し合いを通じて自治会の状況を調べてまいりました。自治会が使えるアイデア集を作りましたり、他の地域の例を紹介してきたところでございます。

今年度は、自治会の役員を選ぶ方法や役割などの工夫について、事例の紹介や意見交換の場をつくる予定でございます。今後も、関係部署と団体と連携・協力しながら、皆さんが安心して参加し続けられる自治会の仕組みづくりというのを進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） また自治会の状況等をさらに調べていただけるというような意見交換の場ということですね。何となく昨年までからしていただいているところの延長かなというようなふうに思いますが、今ちょっとお話は出てきていなかったんですが、集落支援員さんという制度が始まっていると思います。それはこの、今回の論点に関してはどのように関係してくるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 今年度から集落支援の制度を使いまして、役場では自治活性化推進員というような名前で会計年度任用職員を雇用しております。現在のところ各地区の状況をつかんでいただくということで、現在、公民館とか地域のほうで、それぞれの地域のご事情をちょっと聞き取りをさせていただいているようなところでございます。

今後の役とかの部分も、これからどうしていくかということを中心に担っていただくということで、これから従事していただくということでございますので、これからいろんなことが聞き取りの中で見えてきますので、そういったところを、町としてどういうところがサポートしていけるかということを進めていくというところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） ということは、集落支援員さんもこの活動というか、この一連の動きに関しては十二分に関わってくるというようなことですね。

では、ここまでの事実を私なりに分析して、感想を述べつつ提案を伝えたいかなと思うんですが、まず、私、11年前かな、にUターンして帰ってきて、結構そのときも、総合計画の関係か、ワークショップがちょこちょこありまして、そのときにワークショップに参加した方とちょっとお友達になって、その人が言った言葉を今も思うてることがありまして、町は住民の声をただやと思ってるのかなと。

よう集められて同じようなことを聞かれるんやけど、また次も同じようなことを聞かれて、それがどうなってるか分からへんし、これは何か嫌やなというふうに言われたことをすごく覚えています。

私の感想というか期待としても、やっぱり聞いたらフィードバックが欲しいし、また、ほんでそのフィードバックから次のアクションにつながるような仕組みが必要だと思います。そのフィードバックがこれだろうということで、アンケートや話し合いを通じて自治会の状況を調べて、アイデア集等々ということで、昨年、「いま、私たちができること2025」を、今、ホームページにも公表されていますし、事例集も載っております。

ここから、ここにはいろんなことが書いてあるんですが、ちょっと私的には次の

アクションにつながるふうには僕は感じないんですけども、ここの30ページ、31ページにこんなページがあります。いろんなページがあるんですよ。困りごとの中でこれだけは必要やと思われている活動は何かとかを共有するようなページがあるんですが、この30ページ、31ページは「行政に求める具体的なサポート」のページ、これをまとめて行政が出しているんですが、ここの31ページの最後のほうにこう書いています。「総じて、「町から依頼している役の見直し」が全分類で最重要課題となって」いるというふうに書いています。

つまり、住民さんの声で既に行政に、町から依頼している役の見直しをしてほしいということがもうここで明文化されているわけです。誰かが勝手に言ってるとかじゃないんですよ、これも。コンサルタントに依頼してお金払って作られた成果物に、フィードバックにそのようになっていると。だから、住民さんはこれ見ているわけですね。じゃ、行政はここに応えてくれるのかなと思います、これを見ると。

その上で、さらに、町長2期目の公約はホームページにもコラムにも書かれておりますが、役場や地域がお願いする役の整理についても取組を進める、人的・物的な伴走支援を行うというようなことが、これ明らかに明記されています。これ町長公約です。

先ほどまでの現状把握と、この延長上で今年も行っていくというアイデア集と、町長の公約を踏まえると、こんな提案がしたくなるんですが、まず1つ目ですけども、やっぱり住民側の努力だけでは解決しないということは、これはもう初めから分かっていることです。住民では決められない、町から依頼されている役、県・国等々の役があるんだから、おたくの自治会だけで会議してやってやじゃなくて、行政側も一緒にならないと、役の効率化や負担軽減にはならないということは分かっていたので、このような公約であったりこのような動きをしていただいていたはずです。

なので、そろそろ行政側の役の整理にも着手する頃なんじゃないかというふうに思います。じゃないと公約が達成できないですからね。あと、ここに書かれていることも達成できないので。

そこで、先ほど、これは人権と福祉をそうしろというふうに限定して言っているわけではないんですが、これを例にしてもこのような取組は必要なんじゃないかと。かつ、今、ほかのことをやりましょうとゼロイチでというよりは、今こんなふうに求められている中で、人権と福祉は一体施策であると皆さんにも答えていただいた中で、これはもうちょっと近づけるんじゃないかと思うわけです。

なので、このまま住民さんたちが努力をして効率的にやろうとしても町からの依頼が減らないというのはちょっと納得いかないというような形で、では、例えば生涯学習課が人権学習を手放して福祉保健課が巻き取るというようなことで一本化

されるということも、住民としては想像できるのかなというふうに思っています。

これについてそう思う理由としては、今フラットに、人権と福祉のまちづくりですということを双方から聞いた上で、もし全く施策がなくて1からつくるときに、わざわざ2つつくりますかと考えたら、絶対1つしかつくらないはずなんです。これだけ一緒ですよと言ってるんだから。じゃ、過去ではなくて未来を見たときに、これは1つにできるんじゃないのかというふうに思ってしまうのが1点。

あともう1点の根拠は、福祉領域のほうは結構いろいろな形で補助金とかが国からも、地域共生のほう、重層のほうでとか介護保険のほう、介護事業法とかでいろいろと絡んでくると思うんですが、人権学習に関しては一般財源のはずです、100パーセント。地域に流れているのも一般財源なんですね。

かつ、生涯学習課は今まで様々な課の様々な事業の学習を担ってきたと聞いています。それをできるだけ担当課が学習も行うほうが効率的だろうということで、生涯学習課から学習部門が切り離されてきたというような経緯を伺ったことがあります。その残っているのが人権学習じゃないかと思うんです。

そうしたときに、僕は生涯学習課には事務的な仕事というよりは、社会教育を扱っていますというより社会教育を担っていますという課になってほしいので、もっと積極的に社会教育を推進できるような動きをしてほしいとも思ったときに、手放したほうが生涯学習課にとってよいであろうみたいなのうにも思っちゃうわけです。

ということを踏まえて、この生涯学習課と福祉保健課で今後、人権と福祉というものを一本化できないのかというのを直球でお聞きします。双方の課、できない理由があれば教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（鹵黒香織君） 人権と福祉は親和性は確かに高いと思います。先ほどの質問も一体で考えるべきかというご質問やったかと思いますが、一体で考えるべきやと思いますが、異なる分野であることも事実だと思います。人権のほうは全ての人が人間らしく生きる権利があるという理念で、それを現実のものにするために福祉という実践、手段でもって取組を進めていると現在のところ捉えています。

ですが、議員おっしゃるように、研修やいろんなイベントも福祉の分野でもされています。そういったところに人権の視点を入れるということは有効なことだと思いますので、重なる部分も多いと思いますので、連携がよりできるように、重なる部分は重ねていけるように研究してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 1つにならないか、福祉のほうに人権を持ってこれないかという提案ですけども、議員の資料でも「人権の考え方プラス福祉の役割イコ

ール地域の支え合い」というふうに書かれていますので、人権と福祉は一緒になって生活があるものだと思うんですけども、やっぱり人権は考え方をつくっていかなあかん、人権学習、学習していかなあかんようなものだと思います。

福祉のほうは生活、今、生涯学習課長も言ったんですけども、実践とか役割とかいうことなので、生活に密着するものなので、一緒にすることでメリットもあるかもしれないけども、今の段階で一緒にしてしまうのは危険なこともあるのかなというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） できない理由を述べていただきましたが、前提として、言っていないなかったかもしれないんですが、人権学習をやめましようと言ってるわけじゃないんです。人権学習は必要な部分はすればいいし、福祉政策は当然行っていけばいいし、ただ、同じところが考えることだってできるでしょうと。今やってることを1つのところが考え、1つのところが計画し、1つのところが実行することもできるでしょうと。今までそうやってきたんでしょう、生涯学習課は。手放してきたんでしょうと、いうふうに過去のことも思うと、ちょっとできない理由が僕には分からないです。

今お答えいただいたのは、人権学習と福祉は両方大事だから両方せなあかんというお答えだったので、両方やったらいいという前提だとどうなりますか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 福祉で人権の学習、人権学習という名前をそのまま出しているわけではないんですけども、福祉の生活の中の学習とかで人権学習にもう中身は一緒のことはしたりはしています。もうちょっと広くなるかコアになるかの違いかなとは思うんですけども、そんな感じです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（幽黒香織君） 一緒にできる場所はあると思いますので、また、きっと会議の在り方とかもおっしゃっているのかと思いますが、そういうことも含めて考えてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） なかなか、今、行政の担当を1つにしましょうみたいな、はい、しますということは言えないんだろうと。これはいわゆる行政都合とか、今ここでは言えない理由があったり言えない経過があったり、説明すると長くなる経過があったりするんだろうとは思いますが、今のはちょっとどんと突いた提案であって、実際には、現実的には、じゃ、これ何もしないのかということにはならないかなと思っておりますし、その回答では僕は帰れないかなと思っているので、例えば、こんなふうに考えているわけです。

行政が組織として分かれているのはやむを得ないと。一旦そうしましょう。それは我々の関知するところじゃないので。住民としてですよ。議員は関知しますけども。じゃ、地域の現場において住民の負担が減るような横の連携は努力でできるんじゃないのかというふうには思うわけです。

なので、例えば第一歩として、せめて研修、年間にそれぞれが行っておられますよね、研修を。それぞれ動員がかかったり、わたむきホール虹であったり林業センターであったり、いろんなところで行われているものの会議を一緒にする。そうすることで、例えば研修の数も減らしましょうとか言っていることでもなくて、せめて同じような内容の研修に呼ばれましたとか同じ先生の会議に呼ばれましたとか、あの会議とこの会議しゃべっている内容一緒でしてみたいなことは避けられますよね。そういうようなところからスタートするというのはできると思うんですが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（齒黒香織君） 実は、福祉の分野で会議の内容がどのような内容でされているかを今のところ把握はしておりませんので、でも、研修とか、研修会ってなったときには行ったことがあるので分かるので、おおよそこういう会議でされているのかなというのは想像はつきます。なので、まずそういったところから、現状を把握するところから始めて研究してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 福祉で直接研修を開催するというよりは社会福祉協議会のほうでしていることもあり、社会福祉協議会、町の町社協だけではなくて地区社協でされていることもあったりするので、一概にそれを全部まとめて把握して一緒にするとかいうのはなかなか難しいかなとは思いますが、何もしないというわけではなくて、西大路地区さんのように1つになられたというところがあるということは意識をしながら、そこが、何回も出なあかんということがないような体制にはつくっていかなあかんかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） できる一歩からやるしかないのですが、でも、一歩は踏み出してほしいなと思います。なぜなら、今までやってきた答弁は、理念を一緒にして、ほぼ同じ考え方で、一体でやっていくという答弁を頂いていますので、いやいや、それでもいろんな理由で別々にやり続けますというのはちょっとどうかなというものもあるし、そういうことをしていかないと、役場や地域がお願いする役の整理って、じゃ、実際いつどうやって行われるのというのがちょっと見えなさ過ぎるというふうにも思います。

やっぱりその辺は、ヒアリングをしていくようなことで、これで着手をして、こ

れで半ば取り組んでいますというのではちょっと、この中にも書かれてしまっている結果も踏まえると弱いかなとも思いますので、ちょっと動かしてほしいなというふうに思います。これはぜひお願いします、何らかの形で。

それは実際にそれが分かる方が西大路にはおられますから、結果どのような連絡が来たかというのはその方に絶対分かりますので、結果は私も恐らく分かるんだろうと思います。

次に、企画振興課のほうに、じゃ、このような内容を踏まえて、伴走支援というのをどんなふうに今後行っていくのかの提案を1つしたいと思います。

先ほど企画振興課には、今後の自治会の在り方等々の施策で、ちょっと何度も言って申し訳ないんですが、またヒアリング等々行っていったり意見交換しながら、役員の選び方や役割の工夫みたいなところもお答えいただいたんですが、実際にはここに書かれているとおり、役員の選び方や役割の工夫よりも役を減らしてほしいということのほうが最重要課題であるとは書かれているわけです、行政に求めることとして。

それを踏まえてなんですが、ただ、一概に、先ほどのように何かを減らすとかというのは簡単なことではないので、それも主体的に住民さんに考えていただくというためには、今この冊子には書かれていないんですが、一番はじめに町長に確認しました、役に関しては、役の目的や役割、役や組織ですね、を明確にしていって、それで本当に必要なもの、また、一緒にできるもの、できないものをちゃんと整理していくということは非常に大事であると。

これ当然なんですけども、じゃ、こういう資料に、日野町にはどこどこから依頼されている役はこういうのがあって、その目的はこれ、役割はこれ、そして恐らく地域であるものの組織や役の目的はこれ、役割はこれの一覧表とかがあったら、それを基に主体的に考えることができるのではないと思うわけです。今のところそういうのがないので、それをどうのこうのというところも書かれていないんです。

でも、今までのこの2年間をかけたヒアリングがあったらできるでしょう、それぐらいはとは思いますが。なので、伴走支援の材料としてそのようなことも、地域にある役、地域に依頼する役と、もともとある役の目的や役割の一覧を示すようなことがあるほうがいいんじゃないかと。

ちなみに西大路自治会では、ここに至るまでに自主的に、この組織はこういう目的でこういう役割があるというのを一通り洗い出した上で今回の経緯に至っていると僕は聞いております。それも踏まえてそういったことをしていただくほうが伴走支援のお役立ちになるんじゃないかと思うんですが、企画振興課はいかがですか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） お答えします。地域の役の一覧を整理して可視化する

ことについては、可能性については検討しております。役場も一定、調査を進めてきていますので、一定把握はしているところなんですけども、全てが、ほかの、地域の役というところが完全に網羅できていませんので、今後ちょっとどういような役があるかというのをもう少し深掘りをしていって、こういうようなことを検討できるかということで取り組んでまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 集落支援員さんが実際に動いていただくと、そのようなことがもっとやりやすくなるんじゃないかなと思いますので、そういった材料を持って動いていただいたらお話も弾むのかなと思いますので、ぜひ行っていただきたいと思います。

これで一旦提案は以上というような形で、じゃ、こういったところを踏まえまして、副町長と町長にちょっと見解をお聞きしたいと思います。

この今日の今の話というのは全部、私が勝手に言っていることではなくて、お答えいただいたことや書かれていること、事実です。西大路の事例がモデルケースになったり、目的と役割の確認が大事だったり、伴走支援、また、人権と福祉が一体であるですとか、一体であるけど別々で運用されているですとか、このままですと住民さんへの依頼は変わらないですとか、そういったことを踏まえてでも、こういったことを考えなはれや、考えたほうが持続的ですよと町は言うているわけですね、今のところ。

それを踏まえると、副町長、主体的にですよ、町が動くときじゃないですか、こういったことに関して。つまり、今のところ、現状では聞くぐらいしかできていないですね。何か整理を具体的にとか何か提案をというふうには至っていないかなと思うんですが、過去の経緯はいろいろあるかもしれないですけども、やっぱり未来にバトンを渡していただくにあたって、このまま渡されると誰がすんのやということをすごく考えますので、主体的に改革を行っていただきたいなと思いますが、副町長、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（安田尚司君） 大変示唆に富んだ、いろんなご意見を頂いたなと思ってます。そうした意味では、先ほどおっしゃったように、これは町長も前から言っている話ですけども、いわゆる残すものは残す、変えるものは変える、いわゆる不易流行の部分でございしますけども、じゃ、この役割は何のためにあるのかということをしつかりと、おっしゃったとおり、整理をする必要があるだろうなというふうにお聞きさせてもらっていました。

そうした意味では、今の、一緒にやっていくべきところはやるというのは、これはもう庁内の中でしっかりと連携して、その視点をしっかりと置いてやっていく。

それからもう1つ、住民さん等の役割等の話については、その役割を町がなぜこの形をお願いをしていかなあかんのかということも含めて、しっかりと整理して説明できるようにやっていくべきではないかと、このように考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 横断的にやはり見やすいポジションだと思いますので、副町長や政策監がそういった目線で横串を刺すといいますか、旗を振ってほしいなというふうには本当に思います。

では、町長、最後に、はじめにもお聞きしましたが、やはり町長の公約でして、2年たっていますし、どんどん、どんどんというか簡単なことではないということでは重々承知の上で、それでもやはり前進していきたいし、そのような形で期待していきたいと思うんですが、町長は今後これについてどんなふうに考えているか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 本当に大事なテーマを、こういう議論がまさに大事でございまして、これまでの経緯も踏まえつつ、未来に対してどういう形がいいのかと。その役割、単に減らす、統合することが目的ではなくて、手法としてどういうのがいいのかということを議論することが大事でありまして、今回出していただいた西大路地区さんの取組、それに対して町はどうなんだ、あんたらどうなんやということは、おっしゃるそのとおりでございまして、そこで、それを受けて我々ももう一度どういことができるのかと考え直すということが当然大事なことでございまして、本当に貴重な質問を頂きまして、どうもありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 次に、8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、事前通告に基づき、分割で1点、一問一答で1点、質問してまいります。

今回、1点目の、日野町こども家庭センターについてのことと、2点目の、生きづらさを抱える子どもたちをみんなで支え合うまちづくりを目指すの質問とは深く関わっていることを、まずもって皆さんにお伝えしたいと思っています。

このこども家庭センターが生きづらさを抱える子どもたちを支えるために大変重要な役割を果たすことになる、いや、これを質問を考えていて、大変重要な役割として果たしていかなければならない、そういうふうを考えてきました。そういうことで、深く強く関連しているということとして聞いていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

それでは1つ目、日野町こども家庭センターの、まず現状について伺ってまいります。

令和4年6月に児童福祉法が改正され、全国の市町村において、全ての妊産婦や

子ども、子育て世帯へ一体的に相談支援を有するこども家庭センターの設置が努力義務とされたことを受け、日野町では令和6年4月1日に日野町こども家庭センターが開設されています。

このこども家庭センターでは、町内全ての児童および妊産婦の福祉に関する継続的かつ包括的な支援を行うことを目的に、妊娠・出産・子育てに関する相談を保健師や相談員が一緒になって考え、子育て期を応援していくものとあります。設置は子ども支援課に置き、支援の対象者は町内に居住する全ての児童およびその家族ならびに妊産婦とあります。

国が求めたこども家庭センターを設置していくことの背景には核家族化や地域社会の変容等があり、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきていることが挙げられています。また、とりわけ未就園の場合には子育て家庭が社会からの支援につながらず地域の中で孤立しがちな傾向にあり、さらに就学期以降も、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境に対して社会が具体的な支援を届けることができない中で、児童虐待が深刻化していくことがあるとも言われております。

こうした中、児童福祉（町では子ども支援課）と母子保健（町では福祉保健課）の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置を求めたものです。

ここで私の配付資料を見ていただきたいと思います。1枚にぎゅぎゅっとまとめられていますので、一目ではちょっと分かりにくいと思いますが、こども家庭庁から出ているものです。

こども家庭センターを中核とした包括的・継続的支援として、上の囲みの中では、丸の1つ目、「市町村において、妊産婦や子育て家庭を早い段階から支援して子育てを支える」。丸の2つ目、「市町村にこども家庭センターを設置し、妊娠届や各種健診、様々な関係機関との連携を通じて早い段階での家庭での困難を把握・支援する中核を担い、地域全体で継続的に家庭を支える体制を強化」とあります。その下には設置率のこと、それから、開設や運営の経費補助のことも書かれています。

このことから、重要な役割を果たすことになるこども家庭センターであることは理解できますが、設置することが目的になってしまわないか。

真ん中の赤枠に書かれているこども家庭センター、「関係機関・地域資源と協働して包括的・継続的に支援」とあり、その丸の1つ目、「妊産婦・子育て家庭・子どもの状況把握と相談対応、情報提供」、丸の2つ目、「各家庭の状況に応じたサポートプランの作成による計画的な支援」、丸の3つ目、「様々な関係機関や支援メニューとの協働、資源開拓・メニュー構築」とあります。その下を見ていただいたら矢印で、「ニーズや課題に応じた相談支援および支援メニューの活用」と書かれて

おり、本当の理想な形ではないかと思うように思い、町の規模でここまで可能なのかということも、これ見て考えさせられました。

文章のほうに戻ります。

改めて、現在、子ども支援課に設置されている日野町こども家庭センターが本来の目的に沿った機能を備えての運営をされているものなのか、また、現在の体制と活動状況を教えて下さい。

また、令和6年4月に日野町小御門に県の施設として開所されました滋賀県日野子ども家庭相談センターとの役割の違いと現在の運営状況を伺います。

議長（杉浦和人君） 8番、山本秀喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） こども家庭センターの運営等についてご質問を頂きました。

こども家庭センターは、これまで児童福祉や母子保健事業が果たしてきた役割を基に、妊産婦や乳幼児の健康保持・増進、さらには子どもや家庭に対する包括的な支援を切れ目なく提供することを目的として設置したもので、具体的には、社会福祉士や保健師、保育士や相談支援員などの専門職が連携し、それぞれの専門性を生かし、役割を分担しながら、子どもや家庭状況に応じた適切な支援を行うものでございます。

取組内容としましては、子育て世帯の孤立防止や児童虐待の未然防止を図るため、母子保健事業と連携し、少しでも早い段階から支援が必要な子どもや家庭と関わりを持つことを重要視しており、つどいのひろば「ぼけっと」を拠点とした預かり事業やすくすく広場などを実施しています。

また、滋賀県日野子ども家庭相談センターであります。こちらは県が設置する児童相談所の機能を担う専門機関で、虐待、非行、障がい、養育困難など専門的対応が必要な子どもを対象に、家庭への立入調査、子どもの一時保護および施設入所措置などの法的権限を有しております。こども家庭センターとの役割の違いはありますが、状況により専門的な対応等が必要と判断した場合には、相談や協力要請を行うなど連携を図っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） それでは、現状の確認でちょっと深掘りをしていきたいと思っています。

まず、設置目的は、児童福祉機能および母子保健機能、双方の機能の一体的な運営として、先ほどの配付資料の一番下に書かれている、妊娠期から乳幼児期、学齢期から青年期に至るまでと、先ほどの資料にはそこまで書かれております。それまでの間、切れ目なく支援していくことと理解を私はしております。

日野町での設置は子ども支援課で、携わる方は社会福祉士や保健師、保育士や相

談支援員などの専門職の方々が連携していると言われました。

まず、このこども家庭センターの設置、組織のことを問います。

母子保健事業と連携し、少しでも早い段階から支援が必要な子どもや家庭との関わりを持つことを重要視しており、つどいのひろば「ぽけっと」の話が出てまいりました。その「ぽけっと」を拠点とした預かり事業やすすく広場などを実施しているということですから、現状、「ぽけっと」が拠点であって設置場所ではないかと思ってしまうましたが、どのような状況で設置場所は子ども支援課、それから拠点は「ぽけっと」と、この状況がちょっとうまく理解できないので教えてほしいと思います。

また、組織としては、こども家庭センターとして位置づけられる要件として、運営組織について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長を1人、1か所1名配置せよと。また、児童福祉機能および母子保健機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をセンター1か所当たり1名配置するということも書かれております。日野町ではこれらの組織体制はどうなっているのか、お聞きしたいです。

あと、こども家庭センターとして携わっていただいている専門職の方々は、設置前と今とでは何か変化は生まれてきているものなんでしょうか。業務内容は変わらへんけども専門職同士の連携が必要になってくると思うので、そういうところをちょっと聞かせてほしいなと思います。

もう1つ、このこども家庭センター、日野町は既に令和6年4月1日に設置されているわけですから、もう2年経過しています。個人個人ごとの状況は把握されているものなんでしょうか。また、異常の早期発見をされた場合、把握していくためのサポートプランの作成、先ほどの資料にも書かれていましたよね、はされているものなののでしょうか。その点、もう少し詳しく教えて下さい。

県が設置した滋賀県日野子ども家庭相談センターは法的権限を有した立入検査もやって、子どもの一時保護および施設入所措置が取れる、緊急性が高いと判断されるときに県の施設をとということであるので、その点は理解しましたので、再質問はいたしません。

最初のこの4点、お願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ただいま、山本議員から再質問を3点頂いたと思います。順番にお答えをさせていただきます。

まず子ども支援課に、こども家庭センターというのにつきましては、この役場、子ども支援課のほうに拠点というか設置をしております。そして例えば、今回、町長答弁の中では「ぽけっと」の話を出させていただきましたが、子育て支援を主に

行うまず拠点の1つとして「ぼけっと」という形で例を挙げさせていただきました。

そもそも日野町のこども家庭センターにつきましては、山本議員の質問にもあるように、母子保健事業と児童福祉、子育て支援の事業を一体的に実施していくというようなことになっておりますので、実はこども家庭センターの取り組んでいる事業といたしましては、こちらにございます「日野町子育てガイドブック」、これ分かりやすいかなと思って持ってまいりましたが、そこに順番に、妊娠期、妊娠したらというコーナーとか、それから出産されて子育てが始まる、赤ちゃんが生まれたらとか、その後、仲間づくり、遊びの広場の紹介があったり、最後はファミリーサポートセンター、それからまたこども食堂など、いろんな支援機関も併せて載せさせていただきますいております。

そして、保育園・幼稚園・こども園、小学校、中学校、それから地域のサロンさんとか少年センターさんであるとかそういった支援機関も全てこのガイドブックに載せさせていただきますして、その関係機関とのやっぱり連携する、いろんな活動、いろんな方に、子育てされている保護者さん、家族さんがいろんな場所へ出かけて出会ってもらおうというようなことを、このこども家庭センターの中の大きな事業として仕掛けを創生させたという形で思っております。

そういった中で、こども家庭センター設置は子ども支援課が担っているということでございまして、2番目にもありましたが、子ども支援課だけではなかなかこの幅広い支援の対応は難しいもので、母子保健の事業ということもありますので、福祉保健課との2課連携という形で令和6年に設置をしたということでございます。

センター長につきましては1人、今、私のほうが兼務という形でさせていただいております。統括支援員も1人、今、子ども支援課の社会福祉士が担っております。そのほか保健師、母子保健事業を担う保健師ということが、福祉保健課の母子保健担当の保健師6人が兼務をしているという体制状況になっておりまして、これ2つ目の質問なんですけども、そういった形で連携を図っているという形でございます。

もともと母子保健事業をやっている事業、それから子ども支援課でやっている子育て支援事業、それを合わせた形での連携という形を取っておりますので、そういった専門職との連携、兼務という形ではありますが、体制を取っているという状況でございます。

こども家庭センターが始まりまして、そういった専門職の連携を、県の主催する研修等も含めまして参加しながらスキルアップも目指しているというところでございます。

そういった中で、3つ目の質問、こども家庭センターが始まりまして、うちの子ども支援課の子育て支援の担当、それから福祉保健課の母子保健の担当の者が、2

課が連携する形で、会議も実際開催をしております。毎月定例で保健担当の情報共有会議という形で、妊婦の健診、それから乳幼児健診で育児に対して気になる家庭の情報を共有いたしまして、今後、先ほど言いました早期の介入という形、早期支援の対策をその会議で協議しているという状況でございまして、サポートプランの話もありましたが、そういった形になるように、この中で情報共有した中でケースの会議を実施しているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 私のほうで、このガイドブック、非常に分かりやすいなと思っています。このガイドブック、どこまで配布されているものなのでしょうか。また聞かせて下さい。妊娠されたらこのガイドブックも一緒に配布されているのならなおよいなと、そういう仕組みになってるんやったらなおよいなと思いますので、その点をお聞かせ願いたいと思います。

あと、お聞きしまして、こういうものを考えてするのはもちろん子ども支援課が設置のところでいいかなと思うんですが、本当に悩んでおられるお母さんが、子ども支援課に電話相談はできますけども、一步、庁舎内に足を運ぶとすると、やっぱりちょっと戸惑うお母さんも多いのではないかなと思ってしまいました。

機能を強化させていくには、先ほどの資料にもちょっと記載されているんですが、左のほうに、地域子育て相談機関、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関でコーディネートをして、こども家庭センターと協働して相談支援していくということがやっぱり大事ではないでしょうか。やっぱりちょっと敷居が高いといいましょうか、そんな思いをしました。そやさかい、もう少しそんなことを考えられる対応が求められるのではないかなと思いますが、子ども支援課の見解を伺いたいと思います。

それとまた、お母さんが子どもさんを授かったら妊娠届があつて、お母さんとのつながりがここで生まれると思います。それは子ども支援課ではなくて福祉保健課になるのかな。そこから出生届と各種健診となると、そこも福祉保健課とここが子ども支援課と協働になるのかな。つながりがこうやってお母さんと増えていくことになります。

そこでお母さんの悩みとか相談が得られれば、早期の状況の把握ができていくということになりますが、なかなかお母さんから悩みを打ち明けるということは難しいのではないかなと思いますので、そういう、必然的にお出合いする機会を通じて、お母さんのちょっと異常といいますか、ちょっと察知するといいましょうか、そんなことができればいいなと思いましたが、その点、今は子ども支援課で私は問うていますので子ども支援課の見解で結構ですので、教えていただきたいと思います。

先ほど質問で私は今のサポートプランの話をさせてもらったんですが、サポート

プランまで行っていることは今はないということの理解でいいんですか。要はもう、2年間やってサポートプランまで行く支援をしていかなあかんという状況まで生まれていないというふうに私は今取りましたけども、そこまでの案件は至っていないという理解でよろしいですか。その3点をお願いします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、再々質問を頂きました。

まず、なかなか役場、子ども支援課のほうに相談に来れないという、敷居が高いのではないかというご質問やったと思います。確かに私のほうも、子ども支援課のほうもその辺は重々承知を、認識をしておりますで、先ほどのガイドブックにもありましたように、やはり役場には来れない方々、敷居が高いという形でありますので、先ほどの話でもありました、つどいのひろば「ぼけっと」でありますとか、わらべ保育園で実施されています支援センター「すまいる」、今年からちょっと名前が変わりまして「すまいる」さんというところ、一時預かりのところでありますとか、あとファミリーサポートセンターさんとか「ぱれっとしが」さんなど、ほとんど、いろんな地域資源をやっぱりご利用いただく中で、その辺をしっかりと連携もした中で、ちょっとした変化とか気遣い、ちょっと気になる保護者さん子どもさんがありましたら、そういった子ども支援課、こども家庭センターのほうに連絡いただきまして対応しているという状況でございます。

今年度から始まりましたおむつプレゼント事業につきましても好評を頂いておりますで、今現在、そのおむつを取りに「ぼけっと」のほうに来てもらっているんですけども、実績としまして、去年の4月については42組の利用があったんですが、この令和8年の4月は75組ということで、30組ほど以上、来ていただける人が増えています。そこでしっかりと接点を頂いた中で、いろんな相談支援を実施しているという仕掛けもございまして、いろんな役場に来れない状況はある中、いろんな事業とか場所を活用いただいて子育て支援につなげていこうという仕掛けになっているという状況でございます。

先ほどのガイドブックの配布なんですけども、一応、妊娠届を窓口に出されたときにもう既にお配りをさせてもらっていますので、しっかりと行き渡るように対策をしております。

そして、そういった中で特に母子保健、保健担当課のほうでは、乳児健診等を実施いただいております。ここにも本当に全てのご家族さんというか、お子さんを連れて来ていただいているんですけども、そこでいろいろ変化のあるご家庭についてはしっかりと保健師さんがキャッチいただきまして、先ほどの会議につなげさせていただきます。

言いましたサポートプラン、そこについてはその定例の会議の中で、実際、保健

でつかんだ内容と子育て支援のいろんな取組をつなげさせてはいただいているんですけども、実績としましては、サポートプランというのは保護者のほうに同意を頂かないとあかんという状況もございますので、その中で、実績としては今のところなしという形にはなるんですけども、その協議いただいたその支援内容をしっかりと、子育て支援担当が担う部分、それから保健担当がしっかりと関わってフォローする分という形で役割を分担して、ご家族さん、保護者さんに対応しているという状況がありますので、サポートプランについてはもう少し深めていかなあかんというような状況ではあるかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 概略のところをお聞かせ願いました。あとの2点目の質問のほうにつなげていきたいと思いますが、ここでは、国、こども家庭庁の設置努力義務から始まったもので、市町の規模格差はあるものの、町なりに設置の意義を理解されて進められているものだと思うさせていただきました。

ただ、今のままの継続でよしとすることではなくて、早い段階からこども家庭センターの機能性を高めていって支援対応をしていかないと、やっばりますます複雑化、困難に直面するであろうということを考えさせられましたので、こういうことを踏まえて、もう1点、ちょっと記録のところ、情報共有会議の記録やとか面談の記録やとか、ちゃんと残っているのかなということも心配になりましたので、2点目の質問のほうでまた問いかけていきたいと思います。

それでは、2点目の質問のほうに移ります。こちらのほうの質問は、子どもさんに出てきた影響、主に児童の虐待、不登校の現状から要因を探って行って、今、実施している対応策を聞かせていただいて、これからさらに改善していくにはどうすればよいのか、考えていきたいと思っています。

それでは、生きづらさ抱える子どもたちをみんなで支え合うまちづくりを目指してを一問一答で質問していきます。

生きづらさを抱える子どもたち、増えているのではないのでしょうか。世界では大規模な戦争の終わりが見えず、テレビやスマホでも争いのこと、人をあやめる事件のこと、闇バイトでの犯罪のことなどがすぐに情報として飛び込んでくる。子どもたちも目にしたり耳にすることが多くなり、この時代背景が後々の成長にどう影響を及ぼすものなのか、心配が尽きません。

子どもたちを取り巻く状況も、虐待、いじめ、暴言・暴力、自殺、自傷行為から不登校、ひきこもりなども増えている傾向にあると言われ、もう他人事とは言っていられない。環境や境遇の変化次第では誰にでも起こり得るものだと思います。

そのような環境の中で最も大事なのが、家族愛で育まれ、行政、学校、地域、そして支援機関が一体となつての支え合い、そして、豊かな感情に育て上げ、規範意

識を高めていくことによって、おのずと困難を乗り越え、成長の過程に結びついていくものと考えています。

一足飛びにいかない難しい課題ではありますが、子どもたちを取り巻く現状をどのように捉えて、切れ目のない支援に築き上げていこうとされるのか、一問一答方式で伺います。

まず1つ目。子育て環境は様変わりしています。スマホ育児、貧困層の増加、DV、孤独など、課題が山積する現状をどのように捉えているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 1点目です。議員ご指摘のとおり、今の子育て環境は、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化による育児の孤独化、また、経済的な要因が背景にある生活困窮、さらにはスマートフォン等の長時間利用による何らかの影響、そして発達に対する不安など、多様かつ深刻な課題に直面しているということを認識しております。

町といたしましては、これらの課題が個々に存在するのではなく、複合的かつ連鎖的に発生している点に危機感を持っているという状況です。今や家庭内の問題として片づけることはできず、社会全体による家族への早期支援、また、子育て支援の充実が求められていると考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） まず、同じ認識であることを確認させていただきました。

次に行きたいと思います。日野町の現状を伺います。就学前、6歳まで、学齢期、6歳から15歳の虐待の相談の状況はどうなのでしょう。就学前は子ども支援課、学齢期は学校教育課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） まず、児童虐待についてということで、子ども支援課からまずお答えさせていただきます。

児童虐待については、まず身体的虐待、それから心理的虐待、性的虐待、また養育放棄、俗に言うネグレクトという4つの種類がございます。令和7年度末時点の当町の状況ということでございますが、就学前については50件余り、そして6歳から15歳までの学齢期につきましては約100件の件数がございます。

特徴といたしましては、養育放棄、ネグレクトが約その半分を占めておりまして、次いで心理的虐待、身体的虐待、性的虐待という状況となっております。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 学齢期のほうは私のほうから答弁させていただきます。

学齢期の虐待に関する相談は、子育て・教育相談センターにおいて担当させても

らっています。令和7年度末現在で15件のお母さんや子どもさんが来所しておられます。これらの相談は、学校や関係機関が保護者や子どもの心理的支援が必要だと判断した場合に上手につないでもらっています。

15件というと町全体の把握している件数の中では少ないように思われますが、必要に応じてつながっているものというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 児童虐待の相談件数で、就学前が50件余り、学齢期で約100件のことですが、相談対応によって改善できていっている傾向にあるのかどうか。虐待が起こり得る背景に何があると考えておられるのか。これも子ども支援課、学校教育課、双方からお伺いしたいと思います。

それと、学校教育課のほうでは、子育て・教育相談センターにつながっているのが15件ということで、学齢期の相談件数の約100件から鑑みると、やはりちょっと少ない気がしてなりません。子育て・教育相談センターにつながらない要因はどこにあるとお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） まず、虐待の背景ということで再度ご質問いただきました。

特に乳幼児期、0から6歳につきましては、やはり今、保護者の孤立と不安というのがまず1つあるかなというふうに思っております。特に、第1子を出産された場合、例えば子どもさんが泣きやまないことへの焦りとか、そういった、発達が自分の子どうなのかという不安をまず抱えやすいということ、それから2つ目には育てにくさということで、例えば激しく子どもさんが泣いた場合、泣きやまない場合、やっぱりこれに対してちょっと何か手が出てしまったりとか、そういったことの引き金になるのかなというふうなこともございます。

そしてまた、特に最近いろんな関係機関、地域も含めまして、からの孤立というところが、特にコロナ禍以降ひどくなる、ひどくというか深く、関係しているのかなということも私も思っております。

そういった虐待の背景、3つ説明させていただいたんですけども、そういった形での、これもう当町に限らずとは思いますが、全国的な課題というか要因として思っております。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 15件とは随分少ないんじゃないかというところで答弁させていただきます。

子育て・教育相談センターには、私が虐待をしていますという形でお父さんやお母さんが来られることはまずありません。子どもが言うことを聞かなくて家で暴れ

て困るんや、学校で暴力振るうんやということを主訴に来られたり、あるいは、走り回ってしまって落ち着きが全然なくてとか人の空気が読めなくてということで来られます。

その中でよくよく伺っていると、やっぱり背景の中に虐待やネグレクトが絡んでいるなということが見られるケースです。

今、15件というのは、明らかに親御さん自身も虐待的なことをしているみたいなことを言われている数でカウントしています。そのほかに、今言わせてもらったように、子どもが問題行動を繰り返してとてもしんどいんやというところの方の対応を入れると、もう少し数が増えるかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 今言われましたように、孤独と不安とやっぱり孤立という3つの要素、私もここやなというふうに思ったんです。やっぱり孤独からの相談のしづらさや、そして、スマホ育児に走って、スマホで調べてみたら、こんな育児してやるわと。これできてない、あれできてない、私のせいやとか子どものせいやとか、悩みの果てに養育放棄とかそういう虐待につながっていつているのかなと思いました。

特にこれ、ちょっと失礼な話かも知れませんが、ひとり親家庭にやっぱり支援が必要だと感じておられることはないでしょうか。その点、子ども支援課、学校教育課、双方にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） ひとり親家庭ということで、本当に以前、私もともと昔も子ども支援課にいましたもので状況も知っておりますが、本当に、主にこちらのほうでも児童扶養手当の手續、そういったひとり親家庭の方が申請に参るということが以前と比べると本当に増えたなという状況はございます。

本当に年齢も、生まれたての赤ん坊を抱いて窓口に来られたり、もうそこそこ大きい子も抱えた中で窓口に来られたりと、本当にいろんな、ひとり親になられる状況が複雑な背景があるのかなというふうに感じております。

そういったひとり親家庭の皆さんにつきましては、やはりなかなか、働きながら子育てをする、しかも経済的な面でも大変苦勞されるという状況も、やっぱり話の状況を聞いていますと、あるなということも感じておりますので、何とかそのひとり親家庭にも本当にたくさんの方々が関わっていただいて、いろんな支援策を伝えていければなというふうに感じて思っております。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 学齢期の部分でも、やっぱり1人の親御さんの場合は、物理的にも、それから肉体的にも、そして金銭的にも、そして

人材的にも人手も不足していますし、その上、孤独なので心理的にもとても孤立していて追い込まれやすい方が非常に多いなというふうに思っています。

ただ、相談センターにつながっていただいたケースでいいますと、1人で産んで育てるということを決断されて、何とかやってこられたお母さんもたくさんおられます。そういう中で、その大変さを一緒にねぎらいながらどう改善していくかということやっていく場合は、非常に安定して子育てうまくやられるなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 状況を確認させていただきました。

次、就学前、学齢期の虐待を防いでいくため、どのような施策を実施しているのか。事後に行っていること、事前に防止していることなど、子ども支援課が行っていること、学校教育課で行っていることを教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） こちら、まずは私のほうから答弁させていただきます。

まず、どの親さんも、最初から虐待をしようと思って子どもを産んで育てる親は誰もいないというふうに思っています。虐待は貧困とか親の特性とか子どもの特性とか、あるいは様々な環境、それが複雑に絡み合っ起こっています。

特に、虐待をしてしまうという親御さんの場合、虐待が一番多いのは実は実の親、母親が一番多いというふうに言われております。その実の親さん、お母さん、特にお母さんですが、お母さんは子どもさんがわあっと、赤ちゃんだったら赤ちゃんがわあっと泣いたときに、その声が自分を責めている声に聞こえると言われるお母さんとたくさん出会ってきました。「おまえは無能な親や」というふうに聞こえるそうです。

そのお母さんとお話をしていると、小さかった頃に「おまえは役立たずやな」「おまえなんか産まへんだらよかった」「あんたは駄目な女やね」みたいなことをずっと言われてきたんやということを思い出すそうです。そういったものが刺激をされます。

その苦痛がとても苦痛なので、子どもを「泣かないで」といってたたいてしまうということで虐待が起こっていくパターンが非常に多いなというふうに思っています。いわゆるこれは虐待の連鎖と言われるものです。

相談センターのほうでは、ここまで最初にかない、さっきちょっと答弁させてもらった、例えば発達凸凹でとても育て方が難しいんやという親御さんたちを最初から来ていただいて、きちっと相談に乗ってもらおうとその予防もできているかなというふうに思いますし、今のようなことが起こっているお母さんも、話を丁寧

に聞くことで随分虐待も予防ができているかなというふうに思っています。その辺が学校教育課の強みかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 私のほうから、まず、子ども支援課や福祉保健課のほうにつきましては、虐待の予防施策として、ポピュレーション・アプローチというたしまして、母子健康手帳交付時の相談、子育ての体験教室、乳幼児健診、あとまた、「ぽけっと」などの子育て支援センター、先ほどの質問にも頂きました、いろんな事業とかを実施した中で、この全ての子どもさん、保護者、家庭を対象に誰かとつながるという支援に取り組みまして、虐待の発生そのものをなくしたいというようなことで努めております。

また、虐待事案への対応としましては、要保護児童地域対策協議会を中心に、子どもの安全確保を最優先に考えまして関係機関が連携を図り、子ども、保護者への支援方法を検討を行って、虐待の再発防止に努めているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 不登校担当課長が言われるように、スクールカウンセラーや子育て・教育相談センターにおいて、子育てや教育に関する継続した心理相談という話で、そこが虐待が防止できている強みやということで聞かせていただきました。

子ども支援課における虐待防止の施策では、誰かとつながるというか、今の言われるポピュレーション・アプローチという、全体的に提供していくということですので、なかなか虐待個別事案に対してのところがちょっと薄いかなというふうに感じさせていただきました。

子育て・教育相談センターや不登校担当で実施されているようなことを子ども支援課で取り組めたらいいんですけど、そこまでなかなか今の段階では難しいかと思いますが、理想の形ではやっぱりそこまで、心理相談まで持っていけるような体制が望ましいというふうに思うんですが、子ども支援課の見解を伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 確かに議員おっしゃるとおり、心理的ケアといいますかそういった形での対応を、こちら子ども支援課やこども家庭センターのほうでできればというふうに私どもは思っておりますが、今の赤尾担当課長の話もありましたように、ここの子育て・教育相談センターの心理士さんともこちら虐待の対応についてもしっかりと深く連携を図っておりまして、本当に困ったときには連絡を取り合い、支援方法、支援対策を一緒に検討いただいているという状況で、何とかカバーをしてもらっているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 今、子育て・教育相談センターの応援も頂いてということでありますので、今度は不登校担当課長にお聞きしますが、その心理相談ってどんな内容で実施されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 虐待に関する心理相談だと思って答弁させていただきます。

先ほど説明させていただいたように、多くのお母さんは急にお母さんになったわけではなくて、小さかった女の子の時代があって、そして女性になってお母さんになってくる。その小さかった女の子のうちにとっても自分自身が傷つく体験をしておられたときに、そのままお母さんになられると、お母さんになったときに、自分が母になって初めて自分の傷ついた小さかった女の子の心がうずいてくるんです。ここがお母さんの中に残っている心の傷です。

ここをちゃんと語ってもらって、そこに関するトラウマケアというのを行っていきます。そうすると、お母さんが子どもさん、自分の赤ちゃんが泣いた声が、「おまえはばかな、無能な親だ」という声に聞こえなくなって、ああ、おなかすいたんやな、おっぱいやなというふうに、よしよしとやれるように変わっていかれます。

そうすると、当然やけど、お子さんとお母さんと愛着関係がうまくいくので、子どもさんたちも安定していったりするというのをやっていますので、その辺でいうと、お母さんへのきちとした心理療法としてのトラウマケアは非常に有効だなということを感じております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 次に移ります。4つ目に、専門的に心理的ケアの話をうかがわせていただきます。私も大事であるということは先ほども述べさせていただきましたが、改善できている状況など、先ほどと重複するかも分かりませんが、子どもも支援課、学校教育課の状況を教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） では、改善できているというところなんです、15件あるうちの、ちょっと詳しくはまだいろんな状況があるので何とも言えませんが、例えば毎日殴っていたお母さんが子どもをほとんど殴らなくなった、ゼロとは言えないけれど、というケースがほとんどになっています。

それだけではなくて、子どもが何か「お母さん、これ、かなんねん」とか言ってきたときに、「そうか、かなんかったな」とちゃんと応答してもらえる。そのことで子どもさんは、大暴れ学校とかでしていたんやけども、落ち着いてちゃんと授業に参加できるようになっているということで、お母さん、よう頑張ったなまた褒めてくれるという、いい循環のケースが非常に多いなというふうには思っています。

虐待を改善、本気でしようと思うやったら、お母さんが大切に扱ってもらえたとお母さんに思ってもらうことを体験させてあげることが必要です。自分を大切にされたとお母さんが思ったときに、やっと子どもを大切にできるようになるのかなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 私のほうからは、先ほども教育相談センターの心理士さんとも連携して対応をとということで話をさせていただきましたが、心理的ケアということで、本当に、福祉保健課にいらっしゃる保健師さんとのやっぱり連携がこれも不可欠やというふうなことを思っておりまして、町内のこういったほかの子育て支援機関においても、保健師さんといろいろなところがつながっていただいた中で、本当に、定期的な面談ですか、相談も受けてもらう中で、しっかりとその協力を得ながら対応しているという状況で、心理的ケアへの対応も、今も保健師さんを通じて行っているという状況を報告させていただきます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 心理的なケアの取組は効果が絶大であるという、虐待が改善するケースが多くあるということが分かせていただきました。

あとは、やっぱり心理的ケアが必要な人、心理教育が必要な人にちゃんとできているかというところなのがちょっと問題として上がってくるのではないのでしょうか。先ほどの15件というところがちょっと残っているので、その点、できていない方にどうアプローチしていくかというところを不登校担当課長にお伺いします。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 相談センターにつながらない、つながっていないケースというのがあるかなと思います。その方には直接、お母さんやお父さんの手に届かない、届けることはできないなと思っているんですが、実際、学校の中、お母さんやお父さんが子どもにかっとなってしまふのは、やっぱり我が子の将来をいっぱい心配して、子どもさんを大事にしたいと思うがゆえにしばいてしまったりという形になるんですが、ということは逆に考えると、子どもさんが、こんなふうに応援するとこんなふうによくなるよということを知ってもらうことが必要になります。

それは学校の先生に、いっぱいこちらから助言とかさせていただいて、そういう特にちょっと虐待を受けて傷ついている子どもさんたちの反応が、こんなアプローチをするとこんなふうによくなるよと伝えさせてもらって、一緒に協力してやってもらいます。

それをちゃんと親御さんに伝えてもらうんです。こんなふうに学校で声をかけたら、こんなふうはこの子は落ち着いて頑張りましたよと伝えてもらいます。すると、

お母さんやお父さんが、「おまえ、そんなふうに頑張ってるのか」と言うて、ちゃんと声かけてくれるようになるんです。そうすると殴る代わりに「おまえ、今日、学校どうやった」と言ってもらえる形に変わるので、直接は心理療法ができなくても、そういう心理的教育を上手に間接的に入れていかせてもらうことで随分改善してきているケースもあるかなというふうに思っています。

ただ、重篤な場合はやはり、うちのほうで心理療法が、両方兼ねたほうがいいかなとも思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） あと確認として、臨床心理士の方、対応できる方は何人ほど在宅というか、学校教育課の中で、相談センターの中でおられるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 子育て・教育相談センターのほうの心理士、資格は臨床心理士というものと公認心理師という2つ、まずございます。公認心理師は国家資格になってまだ数年しかたっていない心理士の国家資格です。臨床心理士というのは基本的に一番古くからの資格なんですけど、この2種類をそれぞれ持っている人があります。私を含めて6名の心理士が非常勤で相談センターに勤務していただいております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 状況を確認させていただきました。

続いて、日野町の不登校児童、学齢期の状況を伺います。継続数、新規数で把握されているのでしょうか。子育て・教育相談センター、民間支援団体との連携支援により改善の方向にあると思っています。どうなのかを伺います。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 不登校の継続数とか新規数は毎年こちらで把握させてもらっております。なお、全国的に不登校は残念ながら増加しているんですが、日野町は令和5年、6年、7年度はと見ますと、減少傾向にあります。これもやはり関係機関とか校内の教育支援センターとかステップさんとか、いろんなものの連携によって、その影響がよいように働いているかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 今言われましたように、日野町は全国的に見て、新規数は減少傾向にあるということで、全国的に上がっているのに日野町は改善できていると、非常に成果が実りつつあって大変喜ばしいことだと思いました。

やっぱり今やっておられる事業そのものが成果を見いだしているという結果で認識をさせてもらってよろしいものなのか。

しかしながら、まだまだ不登校の児童生徒はいると思っています。不登校に起因していく行動に何が要因として考えられているのでしょうか、不登校担当課長にお伺いします。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） まず、改善してきているのは、令和5年度の秋から取組を始めました包括的生徒指導、これがやはり非常に有効に働いているというふうに認識をしております。それでも不登校の数がまだまだおられるという、その要因なんです、やはりまず一番、子どもたちの意見から聞くのは、友達との関係、先生との関係、そして勉強が分からなくてしんどくなったということが非常に多いです。

逆に、行けるようになった子らも同じことを言います。友達が誘ってくれたから、声かけに来てくれたからとか、先生が放課後ちょっと勉強を教えてくれたから分かるようになったからという感じになっています。

要因と、でも結果、その要因がうまくいけるようになると、やっぱり学校に行けるんだなというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 今言われましたように、不登校になったとしても、やっぱり自分のことを分かってもらえるという、居場所とか先生なり人ではないかなと。そこで相談先が見つかってちゃんと悩みを打ち明けられる、そういうことが大事かなというふうに思わせていただきました。やっぱりそこですよねというところかなと思わせていただきましたので、私自身も理解を深めさせていただきました。

続いて行きます。不登校児童の小学校から中学校への移行、児童の発達上の課題など、引継ぎは十分にできているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 小学校6年生から中学校1年生に上がるのに、中1ギャップと言われて、どの子もやっぱり不安に感じます。ましてや不登校で学校になかなか行けてなかった子どもは相当の覚悟を決めて中学校に通うかなというふうに思っています。

それで、まずは、小学校6年生の間に中学校と小中連絡会というのを開催してもらっています。そこは学級の配置のこととか、どの子とどの子は組み合わせたほうがいいとかいろんなことを考え、情報を共有してもらおう場です。

そして、中学校1年生の入学前の4月の春休み中に、小学校6年生のときの担任の先生と新中1の担任の先生がみんな集まっていいただいて、不登校の子、不登校傾向の子どもさんの個別のことをもっと丁寧に引継ぎをさせてもらっています。そして再度、入学してしばらくたってからもう1回、小中の連絡会を開いてもらってい

ますので、そこで情報を共有してもらっています。という３段階でやっています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

８番（山本秀喜君） ここは十分に対応できているなと思いました。ただ、年度末から入学前後に集中していること、先生方は大変、入学準備で忙しい時期に慌ただしく引継ぎをされているのではないかなと思ったんですが、この点はいかがでしょうか。

また、引継ぎに関してですけれども、不登校対応シート、名目は別にして、何か記録があって中学校の先生に引き継ぐとか、どんな形で引継ぎをされているのか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 確かに、年度末、年度初めの超忙しいときに申し訳ないなと思うんですが、でも、引継ぎを受けられる中学校の先生も最初から、こういうところはこの子に応援するといいんだなとか、ここはちょっとよくないんだなというのを知っておいてもらおうと、後々が先生方はやっぱりやりやすいということで、このまま続けていこうかなというふうに思っております。

それから引継ぎ、口頭ではもちろんなんですが、個別のいろんな指導計画とかがございますので、それは様式として引き継ぐ場合もありますし、そこまで作らなくても大丈夫という子どもさんもおられますので、口頭のためのケースもあります。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

８番（山本秀喜君） 分からさせていただきました。次へ行きます。

学齢期、15歳を終えた後の把握、サポート体制は構築できているのでしょうか。また、不登校からひきこもりになるケースはどの程度なのか。これは福祉保健課にお聞きします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 支援の始まり、まず始まるきっかけとかタイミングがすごく重要だなとは思っているんです。支援を必要とされる方とそのきっかけでつながることができれば、課題に応じた関係機関と連携の上、その辺を支援体制ができていまして、支援を実施させていただいています。

ただ、議員ご指摘のとおり、義務教育修了後は先ほどの中学校とかのようにはいかずに、なかなか対象者を把握することが困難となっています。なので、不登校からひきこもりになるあるケースはやはり多いとは思いますが、数値としては今、つかんではおりません。

現在の取組としては、40校を超える高校に訪問させていただくなどさせていただいていまして、少しでも情報を得られるようにしています。中学校のときに不登校だった子が高校では問題なく通えるようになっていたり、逆もあります。昨年度は

本人と保護者の了承を得て、中学校の三者懇談会に同席させていただくというようなこともさせていただきました。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 今、聞かせていただきましたように、努力されているなど感じさせていただきました。ここではどうつなげられるかという情報がキーになってきそうだと思うさせていただきました。

昨年から中学校の三者懇談にも同席されたことですので、そのつながりを大切にして、継続したサポート体制を築いていったら、後々よくなっていくのかなというふうに思いましたので、継続してほしいと思います。

ひとつやっぱり大事な青年期なんです、今度は。高校の情報と保護者の方との連携も不可欠ですので、やっぱりつながることができなければ支援は滞ってしまうので、そこがちょっと悩みどころですよ。もう一步やっぱり踏み込んだ体制が組みめないかなと思うんですが、ちょっと難しいと思うんですが、福祉保健課長の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） このほかの取組として、まず民生委員さんとかに、民生委員さんは地域のことをよく知っておられますので、アンケート調査を、民生委員さんは一応3年の任期ですので、3年目だと一番分かりやすいかなと思ひましてアンケート調査をさせていただいています。

ただ、それ民生委員さんも地域の中のことを全部分かるわけではないかなと思いますので、民生委員さんの調査の次の年にデジタルで、ネットで直接本人さんや保護者さんが答えられるような感じのアンケートもさせていただいています。そうすると、民生委員さんの見た目とはまた違った方からそういう問合せがあったりするので、そういうことを繰り返しながら把握に努めております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 新たな取組も聞かせていただきました。そういうところも大事やと思うんですけども、そうやって進めることは大事やと思うんですが、先ほどからありましたように、この青年期においても改善を求めるにはやっぱり、また言わさせてもらうんですが、心理的なこのケアのところ、心理教育の必要性が考えられますが、この点は、そこまではちょっと難しいわなのか、そこの辺の考えをお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） そういった面につきましては、つながった場合ですけども、心理的なフォローとかもさせていただいています。そこはもう関係機関、いろんな方につながっていますので、実施しております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 分かりました。次に行きます。

不登校、ひきこもりに対して、今、関係機関というお話がありましたけども、民間支援団体も日野町にはたくさんございます。非常に支援が充実してきていると思っています。行政との連携は密にできているのでしょうか。課題と新たな施策を教えてくださいたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） 議員がおっしゃるとおり、日野町は民間団体による支援がすごく充実していると私も感じております。先ほどのこども家庭センターの話の中でもあったと思うんですけども、行政に相談するという行為自体がすごくハードルが高いと感じています。こども食堂とかフリースクールとか、あと家庭を直接訪問される宅食とか、そういう民間の活動の取組は参加しやすく、先ほどのきっかけとかタイミングがすごく取りやすいところだなと、それが強みだなと思っています。

誰ひとり取り残さない支援体制というのは、やっぱり行政だけでは構築できるものじゃないと思っていますので、行政だからできること、民間だからできること、それぞれお互いの強みを生かせるように、町内でこども食堂を運営されている団体が集まっている「ひのみんなの食堂ネットワーク」のイベントとか、そういうものにも町が参加させていただきまして連携を図っているところです。

不登校でフリースクールなどの支援につながない児童生徒、その保護者がおられることがまた課題だとも思っておりまして、そこについては今年度から、学齢期の課題に寄り添ったコーディネート機能について委託を開始したところになっています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 最後に言われました、今年度から学齢期の課題に寄り添ったコーディネート機能についての委託を開始したと。これどのような内容のものか、詳しく教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） もともとフリースクールで保護者の会のようなことをされておりまして、そこで保護者同士で会話をされることで、すごく自分1人じゃないんだなということを感じておられる方とか、そういう事例がありますので、フリースクールに通っておられる方以外の保護者がそういう場所をつくっていただいたり、あと、学校と連携しなくてはいけないこともたくさんありますので、フリースクールに委託するんですけども、そこでまた学校にも入っていただいて、いろいろ子どもさんの様子とか保護者さんの様子とかを聞いていただけるような体制

を今年度からつくっているところです。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 今年度はフリースクールさんに委託して開始するということがありますが、先ほど冒頭に言われた、民間支援機関同士の交流とか、そこに行政との連絡会議やとか民間支援団体同士の情報共有、情報交換、そういう機会も必要じゃないかなと思ったんですが、その点は実施されているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（芝 雅宏君） こども食堂とかフリースクールとかそういういろんな活動を町内でされている方は「ひのみんなの食堂ネットワーク」というところでお互いに情報交換をされています。

あと、発達とかいろいろなことになりますと、圏域でサービス調整会議というのがもうずっと昔からありまして、そちらについては障害の施設とか相談機関とかも入った中で、そことさっきの「ひのみんなの食堂ネットワーク」とはつながってはまだないんですけども、でも、その中に相談員さんが入っていただいたりはしています、何とか連携できるような仕組みをつくっているところです。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 次に行きます。ここでは大きく虐待と不登校を取り上げて、青年期への継続的な防止策という形で取り上げてきましたけども、やっぱりそうならないためにも、発達段階の乳児期、幼児期、児童期のそれぞれにおいて家族愛に育まれ、豊かな感情を育てること、そして規範意識を高めていくこと、このことを分かりやすく指導していくことが求められるのではないかと、そのように考えています。子ども支援課の見解を伺います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 議員おっしゃるとおり、乳幼児期、また児童期につきましては、やっぱり子どもの心や社会性を育む大切な時期やということで思っております。子どもが安心して成長できる家庭環境の中で愛情を受けることが、自己肯定感や他人への思いやりを育てる基礎になるのではないかなというふうに思っております。

子ども支援課では未就園の子どもや保護者に気軽に集える場所、先ほど言いましたような「ぽけっと」支援センターとかいろいろございますが、そういった場所を提供し、子育ての相談やいろんな講座や運動教室などを通じまして、いろんな状況にある保護者さんを支援しているという状況でございます。

また、幼稚園・保育所・こども園につきましては安心・安全な環境の中で、子どもたちが集団生活を通じて生活習慣でありますとか社会のルールを学べるよう、保育者が一生懸命、保護者とも協力しながら支援をしているという状況でございます。

これからも、子どもの成長に合わせた支援を続けまして、家庭・園・地域が協力し、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに一生懸命努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） ここでは幼いときからの家庭教育、ほんでから地域等の方と育む、私は社会教育、そして公共施設で学ぶ集団での教育、今まで言われた虐待や不登校になっていく要因を知り得て学んで子育てに生かす取組がやっぱり重要ではないかなというふうに思いました。今までの話していただいた経緯からそういうふうに思わせていただきました。

これらが重ねられて、育ちの相乗り効果が生まれてくるものと考えています。それぞれの役割があるということなんです。こども家庭センターの機能が、やっぱり子ども支援課と福祉保健課だけにとどまらず、学校教育での子育て・教育相談センター、そして、やっぱり社会教育の生涯学習課との連携も強化して、子どもとその家庭に子育ての学びを育んでいくという、そういう必要性をすぐ強く感じました。この点、子ども支援課、ほんで、ちょっと学校教育課にもお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 先ほどもありました、こども家庭センターの重要性という形で、議員からの質問もありましたように、本当に母子保健、それから児童福祉の子育て支援、それから教育、学校教育も社会教育も含めまして、その本当に連携が私どもも不可欠だというふうに思っております。

今年度からそういった、こども家庭センターに関わる関係機関を集めさせてもらいまして、教育も含めまして会議を持った中で、これからの子どもたちの成長を、どんどん低年齢児から順番に学齢期のほうへつないでいくということをしっかりと確認していく中で、このこども家庭センターの重要性というところをしっかりと担っていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） 今、子ども支援課長が言いましたように、一緒に会議をさせてもらいまして、子育て・教育相談センターや学校教育課関係課で一緒にやれること、できたら、若いお母さん方はいろんな情報を取ることが得意かなと思うんだけど、いざ子育ての部分で、こういうときってこういうふうにするってやり方があるよということをきちっと教えてもらったり、それができるようにサポートしてもらおうということがうまくいってないかなと思うんです。

その辺は孤独だったり、知識だけで実際手ほどきしてもらえないというところは、今の子育ての非常にしんどいところかなと思います。そういったことも含めた、何かそういう講座というかそういう場が持てたらいいかなというふうに思っており

ます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 考えていただいているようなので、ちょっと安心させていただきましたけども、やっぱりすぐにはできないと思いますが、こども家庭センターと子育て・教育相談センターとを協働させてというところちょっと大げさかも分かりませんが、そのような組織体制が築けたら本当に望ましい姿になっていくのではなからうかと思わせていただきました。

いま一度、子ども支援課長の考え方、よろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 議員のおっしゃるとおり、私ども、本当に教育相談センターとの連携を本当に、今も改めてですけども、今も連携できていますけども、さらに深めていきまして、学齢期もちろんですけど、就学前にも含めまして、本当に連携を深めていかなあかんというふうに思っております。

また、もちろん町内の支援機関におかれまして、しっかりとそういったことも、情報共有も含めまして、連携を図っていくというふうに改めて感じております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） そうしたら、教育長にお伺いしたいと思います。

学齢期における不登校などの支援、心理的ケアについては、子育て教育センターとしての専門的な部署を設け、日野公民館横の別棟で設置され、充実してきていると感じています。

しかしながら、学齢期、就学前にもっと充実できれば、また、就学後も十分なサポート体制が構築できれば、本当に問題行動の出ない、みんなが輝く日野町になるのではと考えています。教育長の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） こども家庭センターのことについて極めて重要なお質問を頂いているなというふうなことを感じています。冒頭、議員のほうからこども家庭センターの、こども家庭庁が出しています概念図を示していただきました。令和4年にこれが義務化されたというふうなことですけれども、それ以前から私はこの就学前の子どもたち、そしてまた学齢期、そしてまた義務教育を終えた後の段階の子どもたちの縦のつながりということを大変重要視していくべきやなというようなことを感じているところでございます。

議員が冒頭、家族愛で育まれ、行政、学校、地域、そして支援機関が一体となって支え合い、そして豊かな感情を育て上げ、規範意識を高めていくことによって、おのずと困難を乗り越え、成長の過程に結びついていくものというふうなことにしては、全く同感でございます。その意味から、子どもが健やかに育つためには、

就学前から家庭や地域において愛着形成や非認知能力などの発達の土台を育てることがとても重要なものというふうに考えています。

やり取りの中でもありましたけれども、子どもを幸せにしようとする親を幸せにすること、子どもを幸せにしようとするその親御さんを幸せにするということがとても重要なことというふうなことを感じています。

そうしたことから、こども家庭センターを中心に就学前から専門的な心理的支援を受けられる体制が整うことは、今後、虐待や問題行動、不登校等を予防・改善し、誰もが輝き、生きやすい、過ごしやすい町につながるものというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 教育長としては、午前中の錦戸議員のところで話をされた学校教育の学びの充実のことと、私が今回、一方で悩みを抱える、生きづらさを抱える児童生徒も誰ひとり取り残すことなく、持続可能な教育行政を築いていく、そういうことが求められると思っています。そういうことに今、述べられたのではないかなと思わせていただきました。

先ほど、子ども支援課長に今のこども家庭センターと、今の赤尾担当課長が所属されている子育て・教育相談センターのことと、ここを協働できればよいというふうな考えを強く持ったわけなんです、その点、教育長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 先ほどもありましたとおり、本年度に入ってから関係課が集まって協議するような場を持ちました。その前の年度も2月に関係課が集まって協議をしました。やっぱり役場の中で、まずはその関係課同士がつながり合うというふうなことがとても重要なことというふうなことと思いますし、就学前の段階をいかに学齢期に引き継いでいくのかというふうな意味で、ケースを通してつながっていくというふうなことを重要視していきたいというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 随分前から実施されていると思わせていただきました。

最後、町長に伺います。こども家庭センターの設置意義から見える日野町のまちづくりと町長の考え方をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 大変嫌な事件のニュースが最近は非常に毎週毎週あるなど気にしている中で、こういったテーマを取り上げていただいてありがとうございます。

縷々やり取りさせていただきましたとおり、こども家庭センターというのは単に相談機能という一部のそういう機能だけではなくて、やはり子どもを中心に、

それを育てていただいているご家庭も支援していくという、そういう取組でございます。

全ての子どもが健やかに成長して、保護者が安心して子育てをつくっていく。行政はもちろん、行政内での連携はもちろんのことですし、地域であるとか様々な立場、事業所の方々とか、それを総動員してやっていくということが子どもを守っていくということになると思っておりますので、引き続き議員の皆様にもご支援を。

なかなか表に出にくいテーマなんですね、プライバシーにも関わることなので。ただ、現場の職員の皆さん本当に、ある意味、人に話せないことを抱えて、すごく頑張ってくれていますので、また、皆様にも応援いただいて、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

8 番（山本秀喜君） 我々もやっぱりしっかりと応援してまいりたいと思いますし、大変重要なことを答弁いただきました。ありがとうございます。

最後に、今回この質問に至った経緯は、ある教育委員さんとの会話の中で、不登校の生徒が学齢期を終えられたら、あとどうなっておられるんだろうかという話から今回始まりました。調査をしていくと、こども家庭センターでの対応、ちゃんとあるやんということがあって、こども家庭センターでの取組も進められているものの、やっぱり難しい課題であって、やっぱりマンパワーも非常に要るんだなということをお知らせさせていただきました。

そこで、今、精力的に展開してきている子育て・教育相談センターと新しく発足したこども家庭センターとの機能強化といいたいでしょうか、そういうところと行政と民間機関、そして、地域で悩みを抱えるお子さん、家庭に親身になって寄り添い、みんなで支え合うまちを目指したい、そのように強く思いました。

今日はこのことを皆さんで共有して、私の質問を終わりにします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時55分から再開いたします。

－休憩 15時43分－

－再開 15時55分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

4 番、松田洋子君。

4 番（松田洋子君） 今日最後の1人となりました。よろしくお願いいたします。

私は2つ質問させてもらいます。

まず1つ目は、中学校の給食無償化はどうなる。

日野町では令和8年度から小学校給食の無償化が実現しました。国の補助金は児

童 1 人当たり 5,200 円であり、昨年 12 月議会では、小学校の賄い材料費は、令和 6 年度では 1 人当たり 4,241 円、令和 7 年度では 4,872 円と聞きました。つまり、国の補助金が実際の材料費を大きく上回っていることが分かります。

一方で、中学校給食の無償化については「財源がない」との答弁が繰り返されています。しかし、令和 7 年 3 月議会では 2,800 名を超える住民の請願が採択され、町として中学校給食費の負担軽減に向けた検討を行うことが議会の意思として示されました。にもかかわらず、町はこれまで財源がないという一点張りでした。

そこで、伺います。

第一に、小学生で生じる補助金の差額分を町独自の財源として中学校の給食費の負担軽減に充てるという考えはあるのか。

2 つ目に、2,800 名を超える請願が採択されたにもかかわらず、住民の強い意思が示され、かつ、小学校では余剰が生じている現状で、財源がないという抽象的な答弁だけでは到底納得できません。町としての責任ある説明を求めます。

議長（杉浦和人君） 4 番、松田洋子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 1 点目の、小学校の学校給食費に対する負担軽減交付金、児童 1 人当たり 5,200 円でございますけれども、それと小学校の 1 人当たりの賄い材料費の差額を中学校給食費に充当できないかについては、負担軽減交付金は、中学校の給食費への支援に充てることは認められておりません。そのため、この差額分を中学校給食費に活用することは難しい状況です。

一方で、小学校給食におきましては、余剰が出るわけではなく、これまで日野町で大切にしてきた食育の観点を踏まえ、交付金を活用して給食メニューの充実を図ることで、児童の健康や食に対する興味を養う給食提供に努めてまいりたいと考えております。

次の、令和 7 年 3 月議会で 2,800 名を超える住民の請願が採択されたことを踏まえた、皆様の思いに対する町の考え方につきましては、日野町では学校給食に年間 2 億円を超える予算を計上しており、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達を支えるために、栄養バランスの取れた給食の提供を実施しております。これは健康の増進と体位の向上を図るだけではなく、食育を通じて教育の一環としての役割を果たす大切な事業として位置づけています。

しかしながら、中学校の保護者の皆さんから徴収する学校給食費の町単位での負担軽減については、現状では財源の観点から非常に厳しいものと認識しております。住民の皆様から頂いた貴重なご意見につきまして、十分に受け止めさせていただいた上で、限られた財源の中で、まずは町としてこれまで大切にしてきました日野町の学校給食事業を持続可能な形で継続していくことを優先的に考えております。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4 番（松田洋子君） 回答いただきました。そうしたら、再質問を 4 つさせていただきます。

学校給食費に対する負担軽減交付金については、中学校給食費の保護者負担軽減に充てることが制度上認められていないということで、この点については私の勉強不足でした。

一方で、ご回答の中で、この交付金を活用して給食メニューの充実を図っているとの答弁でしたが、交付金によって具体的にどのようなメニュー改善や栄養価の向上が実現したのか、その効果を伺います。

他の自治体では、基金の活用や事業の見直し、段階的な補助制度の導入などにより給食費の負担軽減を実施している例もあります。町単独での無償化が困難であるならば、半額補助や多子世帯への支援など段階的な負担軽減策について検討したことはあるか、お伺いします。

4 つ目としまして、町としては中学校給食の無償化は国が財源措置を講じない限り町単独では実施できないという考えなんでしょうか、それとも、町としては無償化を目指す考えは持っているものの、現在の財政状況では実施が困難であり、将来的な財源確保の状況によっては町独自での実施も検討するという考えなのでしょうか、町の基本的な考え方をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 松田議員さんのほうから中学校の給食無償化につきまして再質問を頂戴しました。4 点と最初おっしゃったんですが、3 点しか聞き取れませんでしたので、もう 1 点また後ほど教えていただけるとありがたいと思います。

1 点目の、メニュー改善の効果ということですが、こちらにつきましては、この交付金は 4 月からに該当するということで、この間まだ内示が来たことですので、そのことについて給食をどう変えるかということは、この物価高騰もありまして賄い材料費どんどん上がっております。先ほど松田議員がおっしゃってくださったように、令和 6 年度と 7 年度の賄い材料費だけでも金額が上がっていますので、最終どれぐらいの目安が立った時点で、例えばプリン 1 個つけてもその額がかなり上がってくると、そういうデザート系のメニューがまず今、物価上昇でどんどん給食から回数が減ってきています。

食材の内容をきちっとしようと思うと、子どもたちの楽しみの部分というのが少し回数を減らしていくというような傾向にあるので、そこが少しでもクリアできて、1 回でも 2 回でもつけられれば小学校の給食の内容もさらに充実してくるのかなというふうに思っておりますので、交付金が来たことによる効果というのはまだ図れておりません。

それから、段階的な中学校給食の無償化についての検討をしているかということなんですが、例えばきょうだいがいらっしゃる家計に負担増とかいう、検討までは至っておりませんが、試算をしてみるとか、これは小学校と中学校の給食無償化のご要望を頂いていたときから、そういうことをするとどれぐらい町の経費がかかるかという計算をしたことはございます。ただ、それを具体的に予算要求するでありますとか庁内の検討に上げるというところまでには至っておりません。

それから、中学校の単独ではなかなか難しいということは、将来的にも難しいかというようなご質問やったと思います。ここは、年間の中学校の今、給食費、2,000万を超える給食費を毎年継続的に保障していこうと思うと、やはり教育費全般の部分にも圧迫してくるかというふうに考えていますので、なかなかそこには検討には今のところ至っておりません。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 先ほどの4つ目としては、再々質問の1つとして入れます。町は住民の意見を十分に受け止めると答弁されましたが、受け止めるだけでなく、子育て支援策として給食費負担軽減を実現するための具体的な財源確保の努力をされたのか聞かせて下さい。

今、回答いただきまして、4月当初ということで、デザートが増えるという感じになるかなということですが、よろしくお願ひしたいと思います。

再々質問として、町としては国の制度として給食無償化が実施されれば対応するが、現時点では町独自ではできないということでした。しかし、この給食の無償化が出たきっかけというのか理由は、やっぱり子育て支援策として給食の無償化をしていこうという国の方針がありました。

全国では財政規模が必ずしも大きくない自治体でも、こうやって小学校、中学校の給食無償化をしているところがあります。そこで日野町は、中学校の給食の無償化をやりたいが財源上できないのか、それとも、給食無償化よりも優先すべき施策があると考えているのか、もしあるならばどういうことを考えておられるのか、お聞かせ下さい。

国が給食の無償化をやればやるという答弁ですが、日野町として給食費負担軽減を重要な子育て支援策として認識しているのか、その認識そのものについてお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育次長（正木博之君） 再々質問の中で再質問の4点目を頂戴しました。住民の意見を聞く中で、子育て支援策として財源確保の努力をしているのかということなんですが、請願書の中身にも書いていただいておりますとおり、学校給食は単なる食事の提供ではなく、食の教育、食育として実施されています。全ての子どもが給食費

の心配なく平等に給食を食べ、食の教育を受けられるようにするために学校給食無償化を実現するとともに、地元食材を生かした安全で豊かな給食を実現するため、以下の項目についてお願いしますということで3点頂戴しています。

ということは、無償化になるだけではなくて、日野町の給食、地元食材を生かした安全で豊かな給食を実現するというのも請願の中に入っているということで、教育委員会としてはまずここを、今、物価高騰の中でどんどん食材が上がる中ですが、何とか財源を工面しながらここはしっかりと保障していくということを最優先にしております。ので、中学校の給食を、今、小学校がまず無償化になった段階で、中学校をどうするかというところの財源をまるきり何も考えていないわけではございませんが、まず優先したいのは、今の学校給食の大事なところを優先して給食を運営してまいりたいというふうに思っております。

それから、再質問を頂戴しました、子育て施策として、国の方針で中学校の給食を無償化により、ほかに優先すべきものがあるのかということなんですけれども、優先度合いで言いますと、学校給食の中で、本当にやっぱりお困りの世帯については、これまでから申し上していますとおり、就学援助という形で今年度もまた申請を受け付けております。そこについては給食費を頂くというようなことは中学校についてもしておりませんので、昨年度の数でいいますと約100件のご家庭に対し就学援助費を支給しておりますので、そこで何とか本当にお困りの世帯についてはその援助費の中で給食を食べていただいているということで、子どもさんの給食、食をちゃんと保障しているかなというふうに思っておりますので、教育費全般でいいますと、建物の老朽化とかエアコンの設置、どんどんハード面での施設費がかかっておりますので、町全体の財政を考える中でいいますと、教育費の占める割合も昨年度よりも今年度もかなり大きくなっております。

その中で、毎年これから中学校の給食費を単費で2,000万円計上していくということについては、優先順位が低いわけではないですけども、今のところは研究中と申しますか、そこを苦慮、検討しているところでございます。

あと、子育て支援策ということですので、そのような中学校の給食ということなんですが、以上のような理由で、引き続き中学校も小学校も幼稚園も含めて、子どもたちのいわゆる食育という点を大事にしながら、給食をまずしっかりと提供するという中で学校給食の運営に努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 再々質問をしましたので、もう質問はできませんが、町は地産地消やオーガニック米などの活用で日野町に特色のある学校給食を大切にしているということを、給食の無償化の質問をするたびに教育次長やら教育長やらは言っていたので、すごくありがたいなと思うし、とても、無償化になって質が落

ちるかというところ辺では、絶対しないという感じで受け止められたので喜んでおりますが、保護者が求めているのは給食の質を下げるのではなく、オーガニック米やいろんなそういうことを地産地消をしていく中でお金が要るから、下げて給食無償化へということを親御さんは求めています。物価高騰が続く中での経済的負担を軽減してほしいという思いがあります。

だから、全員できなくても、例えば、今は所得制限とかいろんなそういうなんでやっておられますけども、それ以上にもう一步踏み込んだ中で親御さんの経済的負担を軽減するようなことを考えてほしいなと思います。

最後に、給食費の負担は子育て世帯にとって決して小さなものではありません。物価高騰が続く中、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることは重要な役割だと考えています。学校給食は全ての子どもたちに等しく提供される教育の一環であり、子育て支援の観点からも大きな意義があると思います。国の制度化を待つだけではなく、町としても独自の財源確保や段階的な負担軽減を検討し、一日も早い学校給食の無償化または一部の負担軽減の実現に向けて最大努力されるよう強く要望いたします。

子育て支援を町の重点施策として掲げるのであれば、給食無償化はその象徴的な施策の1つであります。国の動向を注視するだけでなく、町独自の取組についても積極的に検討を進め、子育て世帯がその効果が実感できるよう、一日も早い中学校の給食無償化の実現に向けて取り組まれることを要望いたします。子どもたちへの投資は未来への投資だと思います。よろしくお願いします。

続きまして、燃油・資材高騰による町内事業者・福祉施設への影響と町の対応について質問させていただきます。

今、ホルムズ海峡が事実上封鎖され、燃油や資材の高騰、物流の停滞が全国で深刻になっています。その影響はもう日野町にもはっきり出ています。

私自身、町内の事業者や福祉施設を回って直接お話を伺いました。板金塗装業の方からは「塗料が4から7割も値上がりし、しかも、入荷ができない状態が起きている」、また、自動車整備業者の方からは「エンジンオイルの値段がドラム缶1本分で5倍から7倍に跳ね上がっている」とのことであり、これはもう商売が成り立たないレベルにまで来ています。

福祉施設では、「これまで1年分のストックをしていた手袋やおむつが今は仕入れ制限で確保できない。さらに、新しい施設を建というようとしても、資材がどれだけ上がるか分からず、総額が読めない。補助金が増える見込みもなく、自己資金がどれだけ必要か不安で仕方がない」という厳しい声も聞いています。

日野町商工会にも行って聞きました。「今すぐ倒産するわけではないが、この先どうなるか大変不安だ」という会員さんの声が多く寄せられているようです。

これは単なる物価高騰で生活が大変というレベルを乗り越えて、日野町の生活基盤そのものが揺らぎ始めている、大変な事態だと考えます。

そこで、5点について伺います。

1点目に、町として町内の商工業者などの方に対して、こうした影響をどこまで把握しているか、業種ごと、品目ごとの具体的な調査を行ったのか。また、行っていないのであれば、その理由をお聞かせ下さい。

2点目。ようやく国は物価高騰に対する支援策などの検討を始めるようですが、町として国や県の支援制度の動向を把握しているのか、また、商工業者や福祉施設などに対してどのように周知していこうと考えているのか、ホームページで載せるだけでは不十分であり、町としてどんな支援が必要かなどの検討をしようとしているのか、教えて下さい。

3点目。町は物価高騰で厳しい状態に直面している商工業者や福祉施設に対して、国・県待ちではなく町独自の緊急支援を検討しているのか。検討していないのであれば、理由を教えてください。

4点目に、福祉施設の物資不足は介護の安全に直結する重大な問題です。手袋やおむつの共同調達、町としての備蓄拡大など具体的な対策を検討されているのか。もし検討されていなければ、その判断の根拠を示して下さい。

5点目に、建設資材などの高騰で福祉施設の整備計画が不透明になっています。町として、建設資材などの高騰に対して国・県への要望を行っているのか。行っていないのであれば、その理由をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 現在の燃油・資材高騰に対する対応等についてご質問を頂きました。

まず、ご質問の1点目でございます。町として町内の商工業者などの方々への影響をどこまで把握しているのかについてですが、今年度に入りまして、商工会および町内事業者数社から現在の状況について聞き取りを行っております。

中東情勢の影響により、ナフサを原料とする石油化学製品の供給に不安が生じておりまして、特に物流や製造の現場で広く使用されているストレッチフィルムやPPバンドをはじめ、包装・建設・医療など多岐にわたる資材で不足や価格高騰、納期遅延、数量制限といった報告を受けております。

現時点では企業努力により製造等が停止する状況には至っていないものの、この状況が長期化すれば事業継続に大きな負担になるとのお声でございます。

なお、業種ごと、品目ごとの詳細の調査につきましては、町独自での個別調査を実施しておりませんが、今回の影響は全国的な課題と同様の構造で生じていることから、国・県や関係機関の情報を踏まえ、状況を把握しているところでございます。

2点目についてですが、まず、国においては現在、燃料価格の激変緩和措置の強化や中小企業、福祉施設への追加支援などが検討されているところです。県においては新たな県融資制度を新設されました。その他の新たな独自の支援制度は公表されておりましたが、国の動きを踏まえ、必要な対応を検討していると伺っております。

町としましては国・県からの情報を随時把握し、必要な情報を適切に整理しているところです。周知については、具体的な施策が決まり次第、商工会や企業協議会、福祉施設など、対象となる皆様に確実に届く方法で周知してまいります。

また、町独自の支援の必要性につきましても、国・県の支援状況や近隣市町の動向を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

3点目の、町独自の緊急支援を検討しているのかについては、先ほど申し上げましたとおり、町としましては国・県の支援状況、近隣市町の動向を踏まえながら、その支援の在り方について検討を進めてまいります。

4点目の、共同調達や備蓄拡大などの対策については、物資不足の中での共同調達は一般的に、無駄な調達や在庫の過剰購入の重複が避けられること、物資の不足時に分け合う協力関係ができることなど、供給安定のための手法となるものと考えます。一方で、意思決定に時間を要することや施設ごとの品質基準や自由度が制限されるなど、調整の複雑さや個別対応の難しさなどが考えられます。

また、多くの物資を抱える形の備蓄については、消費期限の管理や保管場所の確保など多くの費用等がかかることから、災害時における取組として民間事業者および関係団体等との応援協定の締結において対応しているところであり、物資不足に対応するための共同調達や備蓄の拡大については検討しておりません。

最後、5点目の建設資材高騰に係る要望については、福祉施設の建設にあたり、町の計画に基づき整備を計画されている施設については、これから入札を予定されていることからその状況をお伺いするとともに、資材高騰に対応するものではありませんが、施設整備に対して支援に必要な経費を予算計上し、6月議会においてご審議をただいをお願いをしているところであります。国や県への要望は行っておりません。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） ご回答いただきました。

1つ目の回答では、国や県、関係機関の情報を踏まえて状況を把握しているとの答弁でした。しかし、国や県の情報だけでは、日野町内の事業者や福祉施設が実際にどのような影響を受け、どのような支援を必要としているのかまでは十分に把握できないのではないのでしょうか。

私は、自治体の役割は単に国や県からの情報を受け取るのではなく、地域の実

態を自ら把握し、その現場の声を県や国に届け、必要な支援につなげていくことであると考えます。

そこで、再質問として、町として事業者や福祉施設へのアンケートや聞き取り調査を行い、日野町独自の実態把握をする考えはありますか。もしないのであれば、どの業種にどのような支援が必要なのか、あるいは、県や国に何を要望すべきなのかをどのような根拠で判断されるのか、具体的にお答え下さい。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（加納治夫君） ただいま松田議員より再質問を頂いたものでございます。町としてアンケートで聞き取りや、そういう意識があるかというところでございます。

私も企業協議会さん、第2工業団地さんの会議の中で各企業さんのお声を聞いたり、個人的なネットワークで聞きながら、いろいろと松田議員のように、燃料が高騰しているとか、PPロープがなかなか入らない、包装資材が入らないというようなことをお聞きしているところではございます。

しかしながら、企業さんのお話を聞いていますと、中東情勢が勃発したときには確かに急にそういうことが起こり出したので大変やったということですが、現在ちょっと落ち着いているというような情報も伺っているところではございます。

そういうところでもありますので、その落ち着いているところにまたアンケートを実施して、企業さんの負担を強いるとかそういうことはなかなか難しいかなというふうに思っています。これは国全体で起こっている情勢でございますので、同じような状況はもう国全体の情報の中で大体つかめるのではないかなというところで、町独自のアンケートというのは考えていないところではございます。

でも、長期化する中で、何か必要な場合があったらしなければならないかなというふうにも考えているところです。

また、どの業種とか具体的なところではございますが、今回のこの中東情勢はもう本当に幅広い形で、いろんな形で影響があるわけございまして、その幅広い影響の中で町がどれぐらいこの業種にどのぐらいの支援ができるかとかいうことを考えますと、かなり町の規模では難しいなというふうに思っています。

ですので、国や県、そういうところの支援の状況がはっきりした段階で、町がそれに対して一緒に、国や県の支援と併せてできるようなことがあれば、それに併せてするといったほうが経済効果的には上がるのではないかなというふうにも考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） 再々質問をさせていただきます。

今の情勢ではアンケートを取ってまで、全く聞いていないわけではないので、そ

こまではいかないということです。でも、今朝テレビ見ていたら、またホルムズ海峡をアメリカが何か攻撃したという話になったり、これはなかなか、じりじりと長引くような気もするんですけど、例えば、アンケートを取って、本当に日野町として県や国に言うたり自分で何かをやらなあかんと思われるときって、なかなか難しいかもしれませんが、どんなぐらいになったらやるとか、そういうことは全然想定されていませんか。そのことについてだけ、1つお聞きさせて下さい。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（加納治夫君） 松田議員より再質問を頂きました。どれぐらいの時期になったらという、これ期間の問題でもあるように思いますが、やはりどのような業種や品目に対して影響があるかとか、そういうものにもよってくるかというところでございます。

今のところ国のほうでは、5月25日に首相のほうから国の政策に対してどのような支援をするかということが発表されました。そこからしますと、だんだんこれからちょっとずつ落ち着いてくるのかなというふうに思います。その状況を見ながら、長期化した場合にどうしてくるかというところは、またその国の動向があると思いますので、それを注視しながら町のほうでも考えていければなというふうには考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 松田洋子君。

4番（松田洋子君） なかなか、課長はちょっと落ち着くん違うかと言ってはるし、私はまだ無理かなとか思ったり、いろいろそれぞれが違うと思いますのでこの問題は難しいんですけども、けども、今、日野町内の中で、日野の前の平和堂の跡地がこっちのフレンドマートになってから、たくさんの、小川屋さんがなくなり市田さんもなくなり、ほんでフーズアイランドもなくなりという、たくさんのお店がなくなっていく中、個人商店とかそういうものだから、それを町として援助できるかどうかいうたら、それはなかなか難しい問題かもしれませんが、日野の中の人たちにとったら、もう八百助さんしか買物がなかなかできないという状況とか、そういう不便さもあると思うんです。

だから、そういう物価高騰とかこういう戦争の影響とかありますので、またいろいろと考えてほしいなということを言っておきます。これはもう答えていただかなくて結構です。

今回お聞きしたのは、単に物価高騰や物流停滞の状況の認識ではありません。現場では、事業者さんの皆さんや福祉施設の皆さんが先行きへの大きな不安を抱えながら事業やサービスを継続されています。だからこそ、国や県の動向を見守るだけでなく、まずは日野町として実態をしっかりと把握してもらい、その声を県や国へ届けることが重要であると思います。

問題が顕在化してから対応するのではなく、兆候が見えている今の段階で先手を打つことこそが自治体の役割ではないでしょうか。町には、町民や事業者、福祉現場の不安に寄り添いながら、迅速な実態把握と必要な支援策の検討、そして、県や国への積極的な働きかけを強く求めて私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で7名の諸君の質問は終わりました。

その他の諸君の一般質問は次週15日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－ 異 議 な し －

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は次週15日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 散 会 16時38分 －